

令和 8 年度第 2 回飯塚市男女共同参画推進委員会 次第

日 時 令和 8 年 6 月 15 日(月)
14 時 00 分～16 時 00 分(予定)
場 所 飯塚市役所本庁 1 階 多目的ホール

1. 新任委員紹介

2. 議題

- (1)「第 2 次飯塚市男女共同参画後期プラン」令和 7 年度進捗状況報告について
- (2)第 3 次飯塚市男女共同参画プラン体系(案)、骨子(案)について
- (3)その他

【送付資料】

- 資料 1-1 第 2 次飯塚市男女共同参画後期プラン令和 7 年度進捗管理
- 資料 1-2 第 2 次飯塚市男女共同参画後期プラン令和 7 年度進捗管理【管理指標】
- 資料 1-4 令和 7 年度進捗管理意見書(様式)・返信用封筒
- 資料 2 第 3 次飯塚市男女共同参画プラン体系図(案)
- 資料 3 第 3 次飯塚市男女共同参画プラン骨子(案)
- 資料 4 第 3 次飯塚市男女共同参画プラン体系図(案)・骨子(案)についての委員意見

【当日配布資料】

- 委員名簿
- 資料 1-3 第 2 次飯塚市男女共同参画後期プラン令和 7 年度進捗管理について(総括表)
- 資料 1-5 第 2 次飯塚市男女共同参画後期プラン令和 7 年度進捗管理説明資料
- 参考資料 1 県内市町村の審議会等における女性委員の登用状況
- 参考資料 2 第 6 次男女共同参画基本計画説明資料

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標1 あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名
1	1	「男女共同参画社会基本法」「人権教育啓発推進法」「飯塚市人権教育・啓発基本指針(改訂)」に基づき、女性の人権をはじめとする人権尊重意識の普及・啓発を行います。	ドメスティックバイオレンス(DV)やセクハラ・マタハラ行為など女性に対する暴力や嫌がらせなど女性の権利問題の解消に向けた啓発パネルの掲示、市報「人権いづかめくもり」でジェンダー平等や女性の人権について啓発を行います。	①パネル掲示回数 ②市報掲載回数 ③人権いづかめくもり(毎年12月に発行) ④DVDの貸出回数	各実施回数	①4回 ②1回 ③ - ④ -	①3回 ② - ③ - ④2回	①2回 ②1回 ③1回 ④8回	①6回 ② - ③1回 ④7回	B:80%程度達成できている	特になし	パネル提示やDVDの貸し出しについては継続して行う。市報掲載については、3月号にて「性自認や性的指向に起因する性的少数者の人権に関する問題」をテーマに性別に関わらず誰もが平等に暮らせる社会を目指す男女共同参画の視点に立つて啓発を行う。人権いづかめくもりにおいても、啓発予定。	人権・同和政策課
2	2	市報や市ホームページ、地域への出前講座などあらゆる媒体や機会を活用し、ジェンダーの視点に立った固定的な性別役割分担意識は正のための広報・啓発の充実を図ります。	あらゆる媒体・機会を活用し、幅広く広報・啓発活動を行う。	①市報掲載 ②市ホームページ掲載(更新) ③情報誌サンクス発行 ④男女共同参画推進センター主催講座開催 ⑤出前講座開催	各実施件数	①21件 ②19件 ③1件 ④4件 ⑤0件	①18件 ②28件 ③1件 ④2件 ⑤13件	①1件 ②3件 ③1件 ④6件 ⑤17件	①1件 ②1件 ③1件 ④6件 ⑤7件	A:100%達成できている	若年層向けとして「二十歳を祝う会」にて、アンコンシャス・バイアスの啓発映像・資料の投影を行った。また、同映像・資料をコミュニティセンター1階ロビーで日中放映し、来館する市民向けの啓発に活用した。	幅広い年齢層や職域等に対応する広報・啓発活動を視野に入れ、今後も継続実施する。	男女共同参画推進課
3	3	成人式のパンフレット冊子に男女共同参画に関する啓発事項を掲載し新成人への配布を行います。	男女共同参画の啓発に関する考えを浸透させる。	パンフレットの配布、男女共同参画推進課による講演会を実施。	①実施の有無 ②配布数	①実施 ②763	①実施 ②802	①実施 ②803	①実施 ②873	A:100%達成できている	二十歳を祝う会の式典において、男女共同参画推進課による啓発動画を上映。	R8年度も男女共同参画推進課と協議・調整を行い、啓発に関する内容を掲載していく。	生涯学習課
4	4	市が発行する刊行物においては、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していく表現に努め、多様な男女の生き方や働き方に関する市民の意識改革を促します。	当課で作成した男女共同参画の視点からの表現のガイドラインに基づき、市の刊行物に男女共同参画の視点から不適切な表現がないよう、各課に働きかける。	課に1名配置した男女共同参画推進委員に、各課で作成する刊行物のチェックを行わせ、市の刊行物に男女共同参画の視点から不適切な表現がなされないように努める。	①推進員の事務につき周知 ②相談があれば随時対応 ③推進員からの質問対応	①1回 ②相談があれば随時対応	①1回 ②相談があれば随時対応	①1回 ②相談があれば随時対応	①1回 ②相談があれば随時対応	A:100%達成できている	特になし	行政のほか、教育委員会(小中学校)での周知文書作成の際に活用できるよう「男女共同参画の視点からの表現のガイドライン」等の周知・啓発を行う。	男女共同参画推進課
5	4	市が発行する刊行物においては、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していく表現に努め、多様な男女の生き方や働き方に関する市民の意識改革を促します。	飯塚市が毎月発行している広報いづかめくもり等、市が発行する刊行物において、固定観念で男女の役割分担がされたイラストや用語が使用されていないかチェックを行う。	「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」などを活用し、市報の作成を行った。また、年1度実施している「広報研修(伝える・伝わる研修)」において、男女の広報に係る表現方法のポイント説明を2回実施(管理職向け・一般職員向け)した。	チェック回数(年12回発行のため最低12回)及び広報研修での説明回数(2回)の合計	13回	14回	14回	14回	A:100%達成できている	特になし	「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」などを活用し、市報の作成を行う。また、年1度実施している「広報研修(伝える・伝わる研修)」において、男女の広報に係る表現方法のポイント説明を実施(一般職員向け)する。	企画政策室 シティブロ ーション 担当
6	5	市役所内の固定的な性別役割分担の是正を徹底し、ジェンダーの視点に立った施策運営を行うため、男女共同参画に関する研修を定期的実施するとともに、男女共同参画をテーマとした各種講演会やセミナー等への積極的な派遣を行います。	新規採用職員研修や人権研修等において男女共同参画に関する研修を実施する。	新規採用職員研修、全職員を対象とした研修において、ハラスメントの具体例とその問題点等について研修を行った。また、全職員研修実施後に「人権に関する問題集」の理解度確認小テスト(女性・性的マイノリティの人権問題等に関する設問を含むもの)を行った	受講者数	新規採用職員研修 32名 全職員研修 817名	新規採用職員研修 51名 全職員研修 825名	新規採用職員研修 46名 全職員研修 844名	新規採用職員研修 60名 全職員研修 787名	A:100%達成できている	全職員研修実施後に実施した「人権に関する問題集」の理解度確認小テストにおいて、男女共同参画の視点からの災害対応について出題した。	今後においても、新規採用職員研修や人権研修等において、男女共同参画に関する研修の実施に取り組む	人事課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標1 あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名
7	6	広報誌や各種講座を通じ、SDGsについて広報し、啓発に努めます。	あらゆる媒体・機会を活用し、幅広く広報・啓発活動を行う。	①市報掲載 ②市ホームページ掲載(更新) ③情報誌サンクス発行 ④男女共同参画推進センター主催講座開催 ⑤出前講座開催	実施件数	①0件 ②0件 ③0件 ④4件 ⑤0件	①0件 ②0件 ③0件 ④2件 ⑤13件	①0件 ②0件 ③0件 ④2件 ⑤17件	①0件 ②1件 ③0件 ④3件 ⑤7件	D:50%程度しか達成できていない	出前講座や主催講座において、資料の1ページ目やチラシなどにロゴを配置するなど、受講者が必ず目にする場所への配置を心掛けた。	掲載可能な媒体を洗い出し、より多く掲載していく。	男女共同参画推進課
8	7	労働環境や男女の人権、男女共同参画に関係の深い法律や制度に関する広報や周知に努めるとともに、国・県等関係機関との連携をとりながら相談事業等の充実を図ります。	労働関係の法律について、チラシ等を活用して、市内事業者へ周知を図る。 公共職業安定所、県筑豊労働者支援事務所と連携し、各所の事業等につき、チラシの配架等で周知した。	①市内事業者へハラスメントに関する法改正等のチラシを配布、又は配架 ②介護事業所に対し、ハラスメントに関する法改正のチラシの配架	①市内事業者を通じての周知 ②介護事業所への周知	①商工会議所、商工会へチラシの配架 ②介護事業所向け動画にて、ハラスメント関連の法改正を周知	①商工会議所、商工会へチラシの配架 ② -	①商工会議所、商工会へチラシの配架 ②介護事業所向け動画にて、ハラスメント関連の法改正を周知	①青年会議所へハラスメント関連の法改正を周知 ②介護事業所へハラスメント関連の法改正を周知	A:100%達成できている	ハラスメント関連の法改正についてチラシを作成し青年会議所例会や介護事業所への周知を行った。	今後も事業者等とかかわりの深い法改正等の情報について周知していく。	男女共同参画推進課
9	7	労働環境や男女の人権、男女共同参画に関係の深い法律や制度に関する広報や周知に努めるとともに、国・県等関係機関との連携をとりながら相談事業等の充実を図ります。	労働関係に関する法律や講座をチラシ及びSNS等を通じて市内事業者及び労働者に周知する。また、福岡県等主催の労働講座に対し、会場を提供する等、事業者等が参加しやすい環境を提供する。	福岡県主催の労働問題に対する相談の場である「日曜労働相談会」や労働法の基礎知識に関する「福岡県労働教育講座」に対する周知。	周知(市報・HP含むSNS・チラシの配架)	市報、HP(SNS)及びチラシ配架	市報、HP(SNS)及びチラシ配架	市報、HP及びチラシ配架	市報、HP及びチラシ配架	A:100%達成できている	特になし	福岡県主催の労働問題に対する相談の場である「日曜労働相談会」や労働法の基礎知識に関する「福岡県労働教育講座」に対する周知。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
10	8	男女共同参画を取り巻く状況に関する国・県・市町村の各種統計・意識調査や施策内容等についての情報収集と情報提供に努めます。	市内各所で男女共同参画に関する情報提供をする。	①男女共同参画推進センター、本庁等の公共施設及び民間施設でのパンフレット等の配架及びパネル展示 ②「みんなの健康・福祉のつどい」等各種イベントへのパネル展示	実施箇所	①23か所 ②2か所	①23か所 ②2か所	①23箇所 ②1か所	①21か所 ②1か所	A:100%達成できている	特になし	今後も国、県、関係機関から情報収集を行い、時勢に合わせた情報提供を積極的に行う。	男女共同参画推進課
11	9	業務統計を含む各種統計の実施にあたっては、男女の置かれている状況を客観的に把握するためのデータの充実という観点から、可能な限り男女別のデータを収集するように努めます。	男女共同参画の視点からの表現のガイドラインに、アンケート実施時の性別欄の書き方例等を示しているが、ジェンダー統計については、必要性等も十分検討し、アンケート回答者の感情に配慮して行う必要があるため、今後も国等の方針等を注視して、実施していく。	各課からのジェンダー統計に関する質問につき、適宜回答し、ジェンダー統計が円滑に進むようその考え方を伝える。	担当課からの相談の受付	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	A:100%達成できている	特になし	今後も各課からの相談に対し、ジェンダー統計が円滑に行われるよう助言していく。	男女共同参画推進課
12	9	業務統計を含む各種統計の実施にあたっては、男女の置かれている状況を客観的に把握するためのデータの充実という観点から、可能な限り男女別のデータを収集するように努めます。	「統計いづか」において、可能な限り男女別データを収集する。	「統計いづか」において、一部の統計で男女別のデータを公表している。	公表データ項目数	4項目	5項目	新規0項目(45/183)項目	新規0項目(45/183)項目	A:100%達成できている	特になし	引き続き「統計いづか」において、可能な限り男女別データを収集する。	総務課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標1 あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名
13	10	本プランの改定時には、男女共同参画に関する市民意識調査を行い、調査結果の分析とその結果の公表を行います。	男女共同参画プランの参考とするため、策定の1年前に、市民意識調査、事業所調査を実施することとしている。	男女共同参画プランは10年計画であり、令和3年度に中間見直しを行った際に市民意識、事業所調査を行った。(次回調査は令和7年度)	市民意識調査、事業所調査の実施	-	-	-	市民意識調査、事業所調査の実施	A:100%達成できている	本プランにおける進捗状況確認及び次期プラン策定の際の基礎資料とするため、市民意識調査及び事業所調査を実施した。今回の調査ではインターネットでの回答も取り入れ回答者の利便性向上を図った。	調査から得られた各種データの分析結果から、現行プランにおける進捗状況を確認し、今後の方向性や重点的に取り組むべき事項などを整理し、次期プランを策定する。	男女共同参画推進課
14	11	乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、男女が互いの人権を尊重し、性別にとらわれない個性を育む教育・保育を推進します。	保育所保育指針、こども園教育・保育要領に基づき性別の固定観念にとらわれず、また役割分担意識を植え付けることの無い、人権尊重・男女共同参画の視点にたった教育・保育を実施する。	保育現場で使用する色の概念や遊びの選択を保育士側が決めつけない指導を行っていく。	実施園数	公立6園 中6園実施	公立6園 中6園実施	公立5園 中5園実施	公立5園 中5園実施	A:100%達成できている	特になし	乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、男女が互いの人権を尊重し、性別にとらわれない個性を育む教育・保育の推進。	保育課
15	11	乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、男女が互いの人権を尊重し、性別にとらわれない個性を育む教育・保育を推進します。	各校の学校保健計画の中に位置づけ、教育活動全般において計画的に実施する。	各校の学校保健計画の中に人権教育(小学校は「性に関する指導、中学校は「心身の発達と心の健康」)と位置づけ、教育活動全般において計画的に実施する。	学校数	29校	29校	29校	29校	A:100%達成できている	特になし	教育指導計画への確実な位置づけ及び取り組みの進捗状況の確認により、男女が互いの人権を尊重し、性別にとらわれない個性を育む教育の推進を図ります。	学校教育課
16	12	福岡県教育委員会作成の「男女共同参画教育指導の手引(改訂版)」をもとに、学校教育の中で男女共同参画社会について学習する機会を設けます。	発達段階に応じ、教科をはじめ道徳などの時間に指導を行う。	小学校では「男らしさ、女らしさ」など固定的性別役割分担意識に対する正しい理解を深め、中学校では「個性の認識や相互の尊重」などを考えることを通して思いやりの心や性差に関する正しい認識を育てる。	学校数	29校	29校	29校	29校	A:100%達成できている	特になし	「男女共同参画教育指導の手引(改訂版)」の周知を行うとともに、各学校における活用事例などを紹介し、さらなる学習内容の充実を図ります。	学校教育課
17	13	児童・生徒が将来の自立に向けて、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、自らの生き方を考え、自分の意志と責任で進路を選択し決定する能力・態度を身につけることができるよう、キャリア教育の充実を図ります。	各学校において各教科等の指導を通して、キャリア教育に必要な基礎的・汎用的能力を育成するため、年間計画に沿って、固定的な役割分担意識にとらわれないキャリア教育を実施する。	令和5年度からの市キャリア教育事業の実施に向けて、各校でのキャリア教育推進のための情報提供、計画作成を支援した。	実施学校数	29校	29校	29校	29校	A:100%達成できている	特になし	今後も男女共同参画の視点に立った教育を充実させ、発達段階に応じた学習を行うよう周知する。そのために、教育指導計画の確認をする。	学校教育課
18	14	男女共同参画の視点に立った教育・保育を実践できる人材を育成するため、教職員、保育士等の研修会等への参加を推進します。	男女共同参画に係る校内・校外研修会等の案内を各学校に文書で通知するとともに、校長会及び教頭会において周知及び参加の奨励を行った。	研修会等の案内の周知及び参加の奨励を行い、人材育成を図った。	周知回数	1回	1回	1回	1回	A:100%達成できている	学校と家庭が足並みを揃えて取り組めるよう、保護者への啓発活動に取り組んだ。	多忙な現場でも受講しやすいオンライン研修の拡充とともに、日々の保育・教育で即活用できる「具体的な言葉かけ事例集」を配布し、より実践的な意識改革を促す。	学校教育課
19	14	男女共同参画の視点に立った教育・保育を実践できる人材を育成するため、教職員、保育士等の研修会等への参加を推進します。	男女共同参画の視点に立った教育・保育を実践できる人材を育成するため、父親の保育所・こども園の行事の参加、子どもの男女共同参画の理解・将来を見通した自己形成の促進に寄与する教育、保育を実施する。	①父親の保育所・こども園の保育参観や給食試食会の実施 ②クラス名簿は月齢順・出席簿は五十音順。並ぶ順番は性別で分けない。	①実施園数 ②クラス名簿等実施数	①園の行事はコロナで実施していない ②名簿等は公立6園中6園実施	①新型コロナウイルスの規制緩和により、実施した ②名簿等は公立6園中6園実施	①保育参観は公立5園中5園、給食試食会は1園実施 ②名簿等は公立5園中5園実施	①保育参観は公立5園中5園、給食試食会は2園実施 ②名簿等は公立5園中5園実施	B:80%程度達成できている	特になし	男女共同参画の視点に立った教育・保育を実践できる人材を育成するため、教職員、保育士等の研修会等への参加の推進。	保育課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標1 あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名	
20	15	男女共同参画推進センター「サンクス」を拠点に、関係団体とも連携しながら、男女共同参画社会の重要性や必要性について理解を深めるための男女共同参画推進講座等を開催し、市民の男女共同参画意識の向上を図ります。	男女共同参画推進センター主催講座及び市と関係団体の協働による講座を開催する。	①男女共同参画推進センター主催講座開催 ②共催事業開催	実施回数	①4件 ②6件	①2件 ②6件	①8件 ②7件	①6件 ②9件	A:100%達成できている	特になし	今後も男女共同参画推進センター主催事業及び関係団体や県等との推進講座を開催する。	男女共同参画推進課	
21	16	「コスモス大学」での一般教養講座や各地区交流センター開催の高齢者を対象とした事業の中に男女共同参画の推進に関する講座を加え、高齢者の学習の機会を提供します。	「コスモス大学」一般教養講座のカリキュラムや各地区交流センター講座に、男女共同参画の推進に関する講座を実施していく。	「コスモス大学」一般教養講座や各地区交流センター講座において、男女共同参画推進に関する講座を男女共同参画推進課と実施。	実施回数	0回	0回	2回	0回	E:全く達成できていない	特になし	昨年度休講していたコスモス大学が今年度再開することになったことから、一般教養の学習プログラムに取り入れ、男女共同参画推進課と協議・調整を行い、実施していく。	生涯学習課	
22	17	関係機関・団体との連携を取りながら、女性の就業支援講座や就職サポートセミナーなど、女性のエンパワーメントのための講座を実施します。	市の事業であるイクボス推進事業を実施するほか、飯塚公共職業安定所や、県筑豊労働者支援事務所と連携し、国や県のセミナー等につき、市民に周知を図る。	市の事業にて職場の働き方改革を推進するイクボスの啓発を実施し、国、県、市の就労相談等の事業を市民に周知する。	①イクボス研修実施回数 ②国、県の事業の周知	①1回 ②随時	①2回 ②随時	①2回 ②随時	①1回 ②随時	A:100%達成できている	働き方改革やイクボス推進事業の啓発のため知名度の高い講師を招聘しイクボス研修を実施した。	今後も多くの方に参加いただけるようイクボス研修の内容や講師について情報収集し実施する。	男女共同参画推進課	
23	18	「レディースカレッジ」等、各交流センター開催の女性を対象としたスキルアップのための講座を実施し、学習の機会を提供します。	さまざまな市民ニーズに応じて、女性のスキルアップ・活躍を推進につながるような講座を実施する。	各交流センター講座において、女性を対象としたスキルアップにつながる講座を実施。(コグニサイズ、子育て応援講座等)	実施回数	29回	37回	37回	38回	B:80%程度達成できている	昨年と同様に、交流センターの「レディースカレッジ」や講座において、女性を対象としたスキルアップにつながる講座を行った。	女性の講座参加者増加や関心の向上に寄与する講座の開催とともに、女性のスキルアップに効果のあるメニューの実施を関係者とともに検討・調整を行っていく。	生涯学習課	
24	19	男女共同参画社会の実現に向けて活動する団体の会場使用料・駐車場使用料の減免や補助金の交付等により、男女共同参画社会の実現をめざす事業への支援を行います。	男女共同参画社会の実現に向けて活動する団体に、市の公共施設の会場使用料や駐車場使用料を減免することで活動の支援をする。	①会場使用料減免 ②駐車場使用料減免 ③補助金交付	①②減免件数 ③補助金交付件数	①75件 ②1,049件 ③11件	①88件 ②910件 ③9件	①95件 ②1,181件 ③7件	①6件 ②126件 ③8件	A:100%達成できている	特になし	引き続き団体が積極的に活動できるよう会場・駐車場使用料減免や補助金交付による支援を、今後も周知と実施を継続する。	男女共同参画推進課	
25	20	市民の主体的な学習活動を支援するため生涯学習に関する情報の収集に努め、市報や市ホームページなど、あらゆる媒体を通じた情報提供を行います。	・生涯学習に関する各種事業の情報収集を行い、市民へ情報提供する。 ・生涯学習課と連携し、出前講座の実施、サンクス講座や推進講座の周知を実施する。	・男女共同参画推進センター、本庁市民ホール、4支所及び各地区交流センター、3人権啓発センターに国、県、他市町村のパンフレット等を設置し、随時情報を提供 ・生涯学習の機会を提供している生涯学習課とも連携を取りながら、出前講座の実施、サンクス講座や推進講座の周知を実施	生涯学習に関する情報や各種講座開催の情報収集及び情報提供	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	A:100%達成できている	生涯学習に関する情報や各種講座開催の情報提供を行った。	今後も積極的に国、県、関係機関からの情報収集を行うとともに、関係課との連携によるきめ細かな情報提供を実施する。	男女共同参画推進課	令和7年度は進捗管理入力
26	20	市民の主体的な学習活動を支援するため生涯学習に関する情報の収集に努め、市報や市ホームページなど、あらゆる媒体を通じた情報提供を行います。	生涯学習および男女共同参画に関する情報を収集・整理し、市報などを通じて市民へ提供することで、主体的な学びを支援している。また、男女共同参画の推進に向け、各種委員会における女性委員登用の促進にも取り組んでいる。	市民が主体的に学べる講座・イベント等の情報発信を行う。また、男女共同参画の推進に向け、各種委員会における女性委員の応募促進と登用を働きかける。	実施回数	3回	2回	3回	4回	D:50%程度しか達成できていない	特になし	引き続き、市民が主体的に学べる講座・イベント等の情報発信を行う。また、男女共同参画の推進に向け、各種委員会における女性委員の応募促進と登用を働きかける。	生涯学習課	令和7年度は進捗管理入力

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標1 あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名	
27	21	魅力あるテーマづくりや参加者同士の仲間づくりなどを促進するとともに、託児付き講座の開催や開催時間の配慮など、参加しやすい環境づくりに努めます。	託児が必要な方も配慮しながら、育児中の方や仲間づくりを求めている方が参加しやすい講座を開催する。	各交流センター及び中央公民館講座においては、計画段階で託児が必要かどうかを検討し、必要な場合は託児付きを実施している。	①講座実施回数 ②託児実施回数	①30回 ②19回	①37回 ②21回	①79回 ②12回	①77回 ②19回	B:80%程度達成できている	特になし	異世代交流や子育て世代の方が参加しやすい講座においては、今後も託児付きを実施していきたい。	生涯学習課	
28	21	魅力あるテーマづくりや参加者同士の仲間づくりなどを促進するとともに、託児付き講座の開催や開催時間の配慮など、参加しやすい環境づくりに努めます。	託児や手話通訳はもちろん、より多くの方が参加できるよう開催日の配慮を行う。	①託児・手話通訳ありの講座実施件数 ②土曜日または日曜日の講座実施件数	実施件数	①4件 ②2件	①2件 ②2件	①6件 ②5件	①6件 ②4件	A:100%達成できている	手話申込に備えて関係課との調整を早い段階から行った。	合理的配慮に即し、今後も多くの参加者が受講できるよう継続して実施する。	男女共同参画推進課	
29	22	男女共同参画に関する国際的取組や規範の内容、ジェンダー・ギャップ指数など男女共同参画に関する国際基準について広報・啓発を行います。	市報等を活用し、男女共同参画の推進に関する国際的取組や、ジェンダーギャップ指数を市民等に伝えていく。	市報等を活用し、日本のジェンダーギャップ指数を市民に伝え、日本が国際社会に取り残されないためにも、男女共同参画の推進は重要であることを伝える。	①市報等への掲載	①1回	①1回	①18回	①1件	A:100%達成できている	特になし	日本と世界との比較を伝え、日本の現状を正確に理解してもらうことで、男女共同参画の推進の必要性を引き続き発信していく。	男女共同参画推進課	
30	23	飯塚国際交流推進協議会による多文化共生社会への意識づくりのための国際理解事業やイベント事業等を通して、地域市民との国際交流の支援を行います。	2006年にボランティア団体、大学、関係機構等の構成による協議会を設立し、地域に密着し、市民が主体となった国際化を図るため、国際社会に向けた人づくり、地域づくりを目的としている。協議会の事務局として加盟団体と連携し、目的に沿った事業を行う本協議会に対し補助金を交付している。	①お国料理バザー、スピーチコンテスト、ホームビジット等の事業の実施 ②総会、定例会の開催	各実施回数 参加者人数		①12件 参加者 379人 ②6回 出席者 61人	①14件 参加者 400人 ②6回 出席者 57人	①9件 参加者 555人 ②6回 出席者 56人	A:100%達成できている	特になし	①お国料理バザー、スピーチコンテスト、ホームビジット等の事業 8件 ②総会、定例会の開催 6件	国際政策課	令和7年度は進捗管理入力
31	24	平成28年12月に姉妹都市の提携を結んだアメリカのサニーバール市と学校間交流事業等を行い、グローバルな人材育成により国際交流を推進します。	市内中学生から高校2年生までの20名を姉妹都市である米国サニーバール市に派遣し、ホームステイや現地学生との交流を通して、多文化への理解やコミュニケーション能力を向上させ、将来の飯塚市を担う人材育成を行う事業。研修生を選抜し、事前研修、事後研修及び帰国報告会を行う。帰国後も地域活動等への参加を促し、継続して国際人材育成を行う。	①事前事後研修 ②アメリカでの現地研修(ホームステイ、現地学生との交流、異文化体験) ③帰国報告会	研修会の参加回数 研修の参加人数		①8回 ②8日間 20名 ③1回	①9回 ②8日間 20名 ③1回	①9回 ②8日間 20名 ③1回	A:100%達成できている	事前研修においてサニーバール姉妹都市協会とオンライン交流を行った。	①事前事後研修 ②アメリカでの現地研修(ホームステイ、現地学生との交流、異文化体験) ③帰国報告会	国際政策課	令和7年度は進捗管理入力
32	25	外国人が安心して暮らせる環境を整備するため相談窓口を設置し、やさしい日本語や多言語による生活情報や日本語教室の情報の発信を行います。	国際交流・多文化共生の推進のため、外国人相談窓口を国際政策課に設置し、外国人に関する相談や情報提供を行う。多言語に対応した通訳タブレットを設置することで、本庁舎の窓口業務等の行政手続きや相談において日本語を母語としない外国人住民の支援を行う。その他、「No.363-29 意思疎通支援事業(社会・障がい者福祉課)」により各支所に同様の通訳タブレットを配置している。	①外国人相談窓口の設置 ②多言語対応通訳タブレット、多言語翻訳機設置 ③市のホームページやフェイスブックでの情報の発信	相談件数 タブレット使用件数 広報の発信回数		①276件 ②22件 ③57回	①122件 ②10件 ③119回	①146件 ②21件 ③170回	A:100%達成できている	特になし	①外国人相談窓口の設置 ②多言語対応通訳タブレット、多言語翻訳機設置 ③市のホームページやフェイスブックでの情報の発信	国際政策課	令和7年度は進捗管理入力

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名
33	26	市の目標審議会等における委員選定時の女性委員の割合は原則40%以上60%以下を旨とし、女性委員のいない審議会等が発生しないよう、「女性人材バンク」の活用及び「飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱」に基づく女性委員の登用に努めます。	審議会の女性委員登用率が40%から60%となるよう、審議会所管課の職員とともに女性委員を増やすために努力をしていく。	審議会所管課職員と協議の上、女性委員登用率向上策を検討し助言する。	審議会委員の推薦依頼前協議の実施	7回	8回	6回	2回	A:100%達成できている	女性委員登用率が40%を下回る審議会について、団体等に推薦を依頼する前に面談を実施し、女性登用に繋がるよう協議を行った。	女性委員登用率40%を超えるような方策について審議会所管課と協議を行う。	男女共同参画推進課
34	26	市の目標審議会等における委員選定時の女性委員の割合は原則40%以上60%以下を旨とし、女性委員のいない審議会等が発生しないよう、「女性人材バンク」の活用及び「飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱」に基づく女性委員の登用に努めます。	「飯塚市審議会等の設置及び運営に関する規程」に登用率達成にむけた積極的な女性委員の選任に努める規定、「飯塚市審議会等の委員の公募に関する要領」に公募委員数に男女別数を記載する規定を定めている。	庁内掲示板に、各種審議会等の設置及び運営について通知し、積極的な女性委員の選任と、男女共同参画推進課への事前協議書の提出を依頼している。	掲示回数	1回	1回	1回	1回	B:80%程度達成できている	特になし	各規定に関する掲示内容について検討を行い、各種審議会等の設置及び運営等についての庁内理解が進むよう取り組む。	企画政策室 企画政策担当
35	27	子育て中の女性も委員として社会参画できるよう、託児など女性委員参画のための環境づくりに努めます。	審議会開催時の託児の実施につき、審議会所管課に働きかけ、子育て中の女性も審議会委員として参画しやすい環境づくりを行う。	①審議会担当課職員への周知依頼 ②SNS、市報、チラシ等を活用した市民への周知回数	①直接周知を依頼した回数 ②市民への周知回数	①7回 ②0回	①8回 ②1回	①6回 ②0回	①2回 ②0回	B:80%程度達成できている	女性委員登用率が40%を下回る審議会について、団体等に推薦を依頼する前に面談を実施し、女性登用に繋がるよう協議を行った。	審議会開催時の託児の実施について、市民への周知を実施する。	男女共同参画推進課
36	28	性別にとらわれない人事配置や管理職への登用、女性職員の職域拡大、介護・育児休業を取得しやすい体制づくりなど、「飯塚市特定事業主行動計画」に基づき、市が事業者の模範となるための取組を進めます。	性別にとらわれない人事配置や管理職への登用特定事業主行動計画に基づく介護・育児休業取得周知等の推進	性別にとらわれない人事配置や管理職への登用に努めた。特定事業主行動計画に基づく介護・育児休業取得周知等の推進に取り組んだ。	①課長以上職の割合 ②課長補佐職の割合 ③介護休暇取得者数 ④育児休業取得者数	①10.4% ②31.7% ③0名、短期介護休暇:3名取得。(男性1名、女性2名) ④対象者:60名(男性20名、女性40名)に対し、42名(男性2名、女性40名)※常勤職員(継続取得中含む)	①10.3% ②36.9% ③介護休暇:1名(男性)、短期介護休暇:5名(女性) ④対象者:65名(男性23名、女性42名) 取得者:53名(男性11名、女性42名)※常勤職員(継続取得中含む)	①11.3% ②37.9% ③介護休暇:0名、短期介護休暇:3名(女性) ④対象者:55名(男性18名、女性37名) 取得者:48名(男性11名、女性37名)※常勤職員(継続取得中含む)	①15.2% ②36.4% ③介護休暇:1名(男性)、短期介護休暇:11名(男性4名、女性7名) ④対象者:59名(男性21名、女性38名) 取得者:54名(男性16名、女性38名)※常勤職員(継続取得中含む)	B:80%程度達成できている	男性職員の育児休業取得促進に係る研修を係長級職員を対象に実施した。なお、R5年度は課長級、R6年度は課長補佐級を対象とした。また、仕事と介護の両立支援マネジメントフローを作成し、介護休暇等に係る意向確認書兼ヒアリングシートを活用し、仕事と介護の両立支援を促し、介護休暇等取得支援を行った。	引き続き、マネジメントフローを活用し、介護・育児休業制度の周知を積極的に行い、取得促進を図る。また、性別に関わらず職員が働く意欲を持ち続けられるための各種支援や取り組みを実施する。	人事課
37	29	事業所や地域団体等に対して、女性の参画促進の重要性・必要性について理解を得られるための周知・啓発、情報提供を進めます。	事業所や地域団体等に対し、周知・啓発・情報提供を行う。	①男女共同参画推進センター、本庁等の公共施設及び民間施設でのパンフレット等の配架及びパネル展示 ②市報掲載 ③市ホームページ掲載(更新) ④情報誌サンクス発行 ⑤イクボス研修の開催 ⑥県主催キャリアアップセミナーのチラシ等配架	①実施箇所 ②～⑤掲載件数 ⑥実施箇所	①28箇所 ②21件 ③19件 ④1件 ⑤1件 ⑥12箇所	①28箇所 ②18件 ③28件 ④1件 ⑤1件 ⑥12箇所	①28箇所 ②21件 ③22件 ④1件 ⑤1件 ⑥26箇所	①26箇所 ②1件 ③1件 ④1件 ⑤1件 ⑥26件	A:100%達成できている	特になし	今後も引き続き、関係課や県と連携を図りながら地域団体等に対し、周知・啓発、情報提供を行っていく。	男女共同参画推進課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名
38	29	事業所や地域団体等に対して、女性の参画促進の重要性・必要性について理解を得られるための周知・啓発、情報提供を進めます。	企業全体の取り組みとして意識させ、それにより従業員にも連鎖して認識させる。	ゴール5(ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)を含むSDGsへの参加登録のHP作成及びチラシの配架を実施した。	周知(市報・HP含むSNS・チラシの配架)	HP及びチラシ配架	HP及びチラシ配架	HP掲載	HP掲載	B:80%程度達成できている	特になし	ゴール5(ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)を含むSDGsへの参加登録のHP作成及びチラシの配架を実施する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国の事業等の周知のみ
39	29	事業所や地域団体等に対して、女性の参画促進の重要性・必要性について理解を得られるための周知・啓発、情報提供を進めます。	自治会役員等の選任は、積極的に女性を役員に登用するよう促し、男女ともに地域づくりに参画するという考えを推進する	自治会長への役員改選時などに、女性の参画を促した。男女共同参画の推進の項目が掲載された自治会長ハンドブックを配布することにより、役員への女性参画を促進した。	自治会長に配布するハンドブック数 全会長人数 271人	273部	271部	270部	267部	A:100%達成できている	特になし	継続して自治会長への役員改選時などに、女性の参画を促していく。地域の自治会に対しても、引き続き自治会長に配布するハンドブックを用いて、役員への女性参画を促進する。	まちづくり推進課
40	30	事業所における女性の登用状況の把握に努め女性の管理監督職への登用や職域拡大など、女性が方針決定の場に参画できるように事業所への啓発に努めます。	事業所向け啓発として、平成30年度より行っているイクボス推進事業を継続し、男女ともに働きやすい職場環境づくりをすすめる、市内に女性が活躍しやすい事業所を増やす。	①イクボス研修を開催し、男女ともに働きやすい職場づくりを啓発する。 ②新規イクボス宣言事業所を募り、働きやすい職場づくりを始める事業所を増やす。	①イクボス研修の開催 ②新規イクボス宣言事業所数	①1回 ②16社	①2回 ②24社	①1回 ②7社	①1回 ②14社	A:100%達成できている	令和7年度に行った「女性の労働状況に関する事業所調査」においてイクボス推進事業についての設問を設け、市のHPを案内する2次元コードを掲載し、事業の周知につなげることができた。	イクボス推進事業の周知・啓発と、イクボス研修の実施を行う。個別訪問による事業周知や、チラシの配架場所の検討を行う。	男女共同参画推進課
41	30	事業所における女性の登用状況の把握に努め女性の管理監督職への登用や職域拡大など、女性が方針決定の場に参画できるように事業所への啓発に努めます。	女性の管理職への登用、方針決定の場への参画等において市内事業所への周知を図る。	「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」を求職者が閲覧できるよう制定された改正女性活躍推進法をHP、チラシにて周知した。 また、えるぼし認定制度(女性活躍推進)においてもHPで周知した。	周知(市報・HP含むSNS・チラシの配架)	HP及びチラシ配架	HP及びチラシ配架	HP掲載及びチラシ配架	HP掲載及びチラシ配架	A:100%達成できている	特になし	「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」を求職者が閲覧できるよう制定された改正女性活躍推進法をHP、チラシにて周知する。 また、えるぼし認定制度(女性活躍推進)においてもHPで周知する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国の事業等の周知のみ
42	31	地域活動団体等における女性の登用状況の把握に努め、団体役員への女性の登用など、女性が方針決定の場に参画できるように団体等への啓発に努めます。	まちづくり協議会における女性役員の登用状況を把握し、団体役員への女性の登用を促進する	まちづくり協議会における女性の登用状況を把握し、役員改選前に、積極的な女性役員の登用について会議で団体役員に説明し、女性参画の促進を啓発した。	まちづくり協議会役員女性の登用率 目標40%とする	20.11% 37人/184人中	21.72% 43/198人中	22.51% 43/191人中	21.99% 42/191人中	C:60%程度達成できている	特になし	継続してまちづくり協議会における女性役員の登用状況を把握しながら、団体役員への女性の登用を促進していく	まちづくり推進課
43	31	地域活動団体等における女性の登用状況の把握に努め、団体役員への女性の登用など、女性が方針決定の場に参画できるように団体等への啓発に努めます。	地域活動団体等に対して啓発を行う。	①男女共同参画推進センター、本庁等の公共施設及び民間施設でのパネル展示 ②市報掲載 ③市ホームページ掲載(更新) ④情報誌サンクス発行 ⑤イクボス研修の開催 ⑥県主催キャリアアップセミナーのチラシ等配架	①実施箇所 ②～⑤掲載件数 ⑥実施箇所	①28箇所 ②21件 ③19件 ④1件 ⑤1件 ⑥12箇所	①28箇所 ②18件 ③28件 ④1件 ⑤1件 ⑥12箇所	①28箇所 ②1件 ③2件 ④1件 ⑤1件 ⑥26箇所	①26箇所 ②1件 ③2件 ④1件 ⑤1件 ⑥25箇所	A:100%達成できている	特になし	今後も引き続き、関係課や県と連携を図りながら地域団体等に対し、周知・啓発、情報提供を行っていく。	男女共同参画推進課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度取組	課名
44	32	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、女性が方針決定の場へ積極的に参画できるよう、意識改革の啓発に努めます。	審議会への女性委員登用数を増やすほか、市報、HP等の広報媒体も活用し女性が方針決定の場に積極的に参画できるように、意識改革の啓発を行っていく。	①市職員が団体等へ審議会の女性委員登用を呼びかけることで、市内団体の意識改革ができるので、審議会委員の女性登用数を増やす取組を継続する。 ②市報、SNS等で女性人材バンク登録や審議会委員の女性登用を呼びかける。	①直接周知を依頼した回数 ②市報、SNS掲載回数	①7回 ②SNS1回	①8回 ②市報2回	①6回 ②市報1回	①2回 ②市報1回	A:100%達成できている	女性委員登用率が40%を下回る審議会について、団体等に推薦を依頼する前に面談を実施し、女性委員登用に繋がる方策について協議を行った。	審議会等の女性委員登用率が40%以上となるよう庁内で継続して啓発するとともに、女性人材バンクについての周知を行う。	男女共同参画推進課
45	33	地域活動における女性リーダー育成のため、研修や講座等の機会の提供と情報提供の充実を図ります。	女性リーダー育成のための研修や講座等の情報提供を行う等の支援を行う。	①共催・会場提供 ②男女共同参画推進センター、本庁でのチラシ等の配架 ③市報掲載 ④市ホームページ掲載(更新)	①実施件数 ②実施箇所 ③実施件数 ④実施件数	①1件 ②12箇所 ③1件 ④1件	①1件 ②12箇所 ③1件 ④1件	①2件 ②26箇所 ③2件 ④2件	①2件 ②25箇所 ③2件 ④2件	A:100%達成できている	特になし	今後も引き続き県などと連携し講座等の情報提供を行っていく。	男女共同参画推進課
46	33	地域活動における女性リーダー育成のため、研修や講座等の機会の提供と情報提供の充実を図ります。	女性のスキルアップ・活躍を推進する。	交流センター講座において、女性のスキルアップ、女性の活躍につながるような講座を開催する。	実施回数	5回	22回	22回	26回	B:80%程度達成できている	二瀬地区、幸袋地区において女性のスキルアップ・活躍を推進する講座を実施することができた。	女性のリーダー育成に効果的な研修・講座のメニューを検討・実施していく。	生涯学習課
47	34	様々な分野で活躍する女性や、地域の女性人材に関する情報の収集に努め、女性人材バンク登録者リストの充実を図り、各種審議会等委員への活用を促進します。	女性人材バンクの登録者数を増やし、審議会委員へ登録された女性を推薦する機会を作っていく。	①女性人材バンク登録者の募集を市報、SNS、チラシで行う。 ②女性人材バンクのことを市職員に周知し、活用をすすめる。	①市報、SNS、チラシ回数 ②職員周知回数	①3回 ②2回	①1回 ②2回	①1回 ②2回	①1回 ②1回	A:100%達成できている	女性人材バンクの登録申請について、従来の紙による申請書の提出のほかに電子申請ができるよう整備した。それに伴いチラシに2次元コードを掲載するほか、HPからもリンクできるようにし、申請者の利便性の向上を図った。また、市報掲載や各事業開催時にチラシを配布し周知を行った。	女性人材バンクの登録者を増やせるよう市報、HPを活用するほか、各事業開催時にチラシを配布し周知を行う。また、新たなチラシの配架場所を検討し周知の幅を広げ、多様な人材の登録に繋がるよう周知していく。	男女共同参画推進課
48	35	男女雇用機会均等法、労働基準法など労働に関する各種法律について、各種広報媒体の利用や講座開催により事業主や労働者への周知啓発と情報提供に努めます。	女性に関わる労働慣例の法令、ハラスメント関連の法改正について、チラシを作成し、市内事業所向けに周知を図る。	①ハラスメント関連のチラシを商工会議所、商工会と連携し事業者へ周知を図る。 ②高齢介護課と連携し、介護事業所にハラスメント関連の法令について周知を図る。	①市内事業所へ周知 ②介護事業所へ周知回数	①1回 ②1回	①1回 ②0回	①1回 ②1回	①1回 ②1回	A:100%達成できている	ハラスメント関連の法改正についてチラシを作成し青年会議所例会や介護事業所への周知を行った。	今後も事業者等とかかわりの深い法改正等の情報について周知していく。	男女共同参画推進課
49	35	男女雇用機会均等法、労働基準法など労働に関する各種法律について、各種広報媒体の利用や講座開催により事業主や労働者への周知啓発と情報提供に努めます。	市内事業所向けに周知を図り、労働における労働法をはじめ各種法律について認識してもらう。	福岡県主催の労働法や労働問題に関する基本的な事柄についての「労働教育講座」を共催のもと1回実施した。労働教育講座において、市報及びHP等で周知啓発、情報提供を実施した。	周知(市報・HP含むSNS・チラシの配架)	市報、HP(SNS)及びチラシ配架	市報、HP(SNS)及びチラシ配架	市報、HP掲載及びチラシ配架	市報、HP掲載及びチラシ配架	A:100%達成できている	特になし	福岡県主催の労働法や労働問題に関する基本的な事柄についての「労働教育講座」を共催のもと1回実施した。労働教育講座において、市報及びHP等で周知啓発、情報提供を実施する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名
50	36	職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。	イクボス推進事業を通じて、男女ともに働きやすい職場づくりの啓発からはじめて、女性活躍を推進し、職場における男女平等を推進していく。	①イクボス研修を開催し、男女ともに働きやすい職場づくりを啓発する。 ②新規イクボス宣言事業所を募り、働きやすい職場づくりを始める事業所を増やす。	①イクボス研修の開催 ②新規イクボス宣言事業所数	①1回 ②16社	①2回 ②24社	①1回 ②7社	①1回 ②14社	A:100%達成できている	イクボス宣言の実施について、従来の紙による申請用紙の提出のほかに電子申請ができるよう整備した。それに伴いチラシに2次元コードを掲載するほか、HPからもリンクできるようにし、事業者の利便性の向上を図った。また、市報掲載やチラシ配架、青年会議所例会での事業説明等による周知を行った。	HPを活用した周知の強化を行う。	男女共同参画推進課
51	36	職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。	固定的性別役割分担意識を解消し、職場における男女平等を一層推進する。	育児・介護休業法改正により産後ババ育休が創設されるなど、男女平等の推進を周知するため、HPを作成した。	周知(市報・HP含むSNS・チラシの配架)	HP作成	HP作成	HP掲載	HP掲載	B:80%程度達成できている	特になし	育児・介護休業法改正により産後ババ育休が創設されるなど、男女平等の推進を周知するため、HPで周知する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
52	36	職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。	女性の活躍に関する農業者全体の理解を促進する。	女性を中心とした研修会や交流会を令和7年度は2回実施した。	女性を中心とした研修会や交流会の開催数、女性の合計参加人数	1回 5名	5回 33名	6回 34名	2回 17名	C:60%程度達成できている	特になし	女性の活躍に関する農業者全体の理解を促進するために、今後も女性を中心とした研修会や交流会、視察研修等を開催し、会報誌等で女性農業者のみならず男性農業者にも広く周知していく。	農林振興課
53	36	職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。	人事課において実施する研修派遣(福岡県市町村職員研修所、福岡県建設技術情報センター、市町村職員中央研修所、自治大学校、全国市町村国際文化研修所)や本市職員研修所で実施する各種研修(行政経営研修、人事評価研修、メンタルヘルス研修)への参加推進を性別にとらわれることなく実施し、職場において男女が対等なメンバーであるとの意識醸成を図る。	人事課において実施する研修派遣(福岡県市町村職員研修所、福岡県建設技術情報センター、市町村職員中央研修所、自治大学校、全国市町村国際文化研修所)や本市職員研修所で実施する各種研修(行政経営研修、人事評価研修、メンタルヘルス研修)への参加推進を性別にとらわれることなく実施し、職場において男女が対等なメンバーであるとの意識醸成を図った。	外部研修派遣者数	対象者 143名 (男性91名・女性52名)	対象者 215名 (男性120名・女性95名)	対象者 217名 (男性142名・女性75名)	対象者 285名 (男性192名・女性93名)	A:100%達成できている	これまで、女性の管理監督者向け研修に職員を毎年1名派遣させていたが、R7年度においては、中堅(主任級以下)職員が今後リーダーになることを見据えた研修にも女性職員を派遣した。(※JIAM:次世代を担う若手職員育成研修)	引き続き可能な限り研修への派遣を行う。その際は性別役割分担意識の解消、男女平等意識の醸成を旨とした啓発を継続する。	人事課
54	37	職場における労働条件や労働環境などに関する労働相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。	関係機関と連携し、労働相談が無料で実施されており、回数ではあるが、平日だけでなく日曜も実施されていることを市内事業所へ知らせる。	労働に関する相談窓口として「解雇・雇止め集中相談会」、「日曜労働相談会」等の共催をすることにより連携し市報等にて、またその他県筑豊労働者支援事務所等からくる労働相談においては、チラシ配架により周知に努めた。事業者には働きやすい職場環境整備に向けた相談等の個別相談会においてもHPで周知した。	周知(市報・HP含むSNS・チラシの配架)	市報、HP(SNS)及びチラシ配架	市報、HP(SNS)及びチラシ配架	市報、HP掲載及びチラシ配架	市報、HP掲載及びチラシ配架	A:100%達成できている	特になし	労働に関する相談窓口として「解雇・雇止め集中相談会」、「日曜労働相談会」等の共催をすることにより連携し市報等にて、またその他県筑豊労働者支援事務所等からくる労働相談においては、チラシ配架により周知に努める。事業者には働きやすい職場環境整備に向けた相談等の個別相談会においてもHPで周知する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
55	37	職場における労働条件や労働環境などに関する労働相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。	県筑豊労働者支援事務所と連携し、男女共同参画推進センター「サンクス」にて職場の悩み相談、就労相談を実施する。	男女共同参画推進センター「サンクス」にて職場の悩み相談、就労相談を実施し、周知する。	①相談実施月 ②市報掲載回数	①12回 ②12回	①12回 ②12回	①12回 ②12回	①12回 ②12回	A:100%達成できている	特になし	今後も県や関係機関と連携し、事業周知を図り、相談事業を継続実施する。	男女共同参画推進課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名
56	37	職場における労働条件や労働環境などに関する労働相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。	労働安全衛生法第66条に基づき、産業医を設置し、産業医・保健師による健康相談等を行い、職員の健康の保持増進を図る。	産業医による健康相談の実施、保健師による健康相談の実施	①相談者数(産業医) ②相談者数(保健師)	①産業医47人 ②保健師274人	①産業医30人 ②保健師334人	①産業医22人 ②保健師333人	①産業医24人 ②保健師367人	A:100%達成できている	休暇・休職明けの職員について、産業医・保健師面談実施の案内を行い、再発の予防に努めた。	引き続き、職場における労働環境などに関する相談窓口の周知を図る。	人事課
57	38	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のために事業主が配慮すべき事項について周知するとともに、各種ハラスメント防止に向けた広報・啓発に努めます。	ハラスメント関連の法令につき、市内事業所へチラシ、HP等で周知を図る。	市内事業所に、チラシ、動画を通じて、ハラスメント関連の法改正の周知を図る。	市内事業所周知回数	2回	1回	2回	2回	A:100%達成できている	ハラスメント関連の法改正についてチラシを作成し青年会議所例会や介護事業所への周知を行った。	今後も事業者等とかかわりの深い法改正等の情報について周知していく。	男女共同参画推進課
58	38	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のために事業主が配慮すべき事項について周知するとともに、各種ハラスメント防止に向けた広報・啓発に努めます。	職場のハラスメント問題において、労働者・雇用主両方が相談できる相談会を実施していることを知らせる。	「ちくほう労働者支援だより」を配架することで、県ママと女性の就業支援センター等の周知をはかるとともに、その防止策や相談窓口の周知も出来た。また、「職場のハラスメント集中相談会」において市報等での周知に努めた。	周知(市報・HP含むSNS・チラシの配架)	市報、HP(SNS)及びチラシ配架	市報、HP(SNS)及びチラシ配架	市報、HP掲載及びチラシ配架	市報、HP掲載及びチラシ配架	A:100%達成できている	特になし	「ちくほう労働者支援だより」を配架することで、県ママと女性の就業支援センター等の周知をはかるとともに、その防止策や相談窓口の周知も出来た。また、「職場のハラスメント集中相談会」において市報等での周知に努める。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
59	38	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のために事業主が配慮すべき事項について周知するとともに、各種ハラスメント防止に向けた広報・啓発に努めます。	女性に対するハラスメント防止の内容を含めた研修を実施し、防止に向けた啓発を行う。	全職員を対象とした研修において、女性に対するハラスメント防止を目指す内容を含めた研修を実施するとともに、女性の人権問題に関する設問を含む「人権に関する問題集」の理解度確認小テストを実施し、女性に対する人権意識向上を図った。	研修受講者数	817名	825名	844名	787名	A:100%達成できている	全職員研修実施後に実施した「人権に関する問題集」の理解度確認小テストにおいて、男女共同参画の視点からの災害対応について出題した。	今年度においても、女性に対するハラスメント防止を目指す内容を含めた研修を実施し、防止に向けた啓発に努める。	人事課
60	39	飯塚公共職業安定所や飯塚商工会議所、飯塚市商工会などの連携を強化し、昇進や賞金、職種など職場での男女格差是正に向けた啓発を図ります。	各団体と連携の上、市報や事業を通じて、男女ともに働きやすい職場づくりの啓発からはじめ、女性活躍を推進し、職場における男女格差是正を推進していく。	市民や事業所に対し、市報や事業を通じ、女性の活躍事例等を周知していくことから始め、男女格差是正をめざしていく。	①市報掲載回数 ②関連事業実施数	①6回 ②1回	①6回 ②1回	①0回 ②3回	①0回 ②3回	B:80%程度達成できている	令和7年度に行った「女性の労働状況に関する事業所調査」において、事業所における男女格差に関する設問等を通して現状の確認や意識改革の契機とすることができた。	福岡県と連携して周知・啓発を行っていく。	男女共同参画推進課
61	39	飯塚公共職業安定所や飯塚商工会議所、飯塚市商工会などの連携を強化し、昇進や賞金、職種など職場での男女格差是正に向けた啓発を図ります。	飯塚公共職業安定所等の関係機関との連携を強化し、職場での男女格差是正に向けた啓発を市内事業所向けに実施する。	女性活躍推進法に関する制度改正より、「男女の賞金の差異」の公表が義務化されたため、HPを作成し、周知をはかった。	周知(市報・HP含むSNS・チラシの配架)	HP作成	HP作成	HP掲載	HP掲載	B:80%程度達成できている	特になし	女性活躍推進法に関する制度改正より、「男女の賞金の差異」の公表が義務化されたため、HPを作成し、周知をはかる。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
62	40	女性だけでなく、男性も積極的に育児・介護休業を取得するように、情報紙や各種講座などにおいて情報提供に努めます。	男性の育児、介護休業取得を推進するため、各種制度について市内事業所に周知を図る。	育児・介護休業法改正により産後パパ育休が創設されるなど、男女平等の推進を周知するためHPを作成し、育児休業給付制度について周知をした。	周知(市報・HP含むSNS・チラシの配架)	HP作成	HP作成	HP掲載	HP掲載	B:80%程度達成できている	特になし	育児・介護休業法改正により産後パパ育休が創設されるなど、男女平等の推進を周知するためHPを作成し、育児休業給付制度について周知する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度 of 取組	課名
63	40	女性だけでなく、男性も積極的に育児・介護休業を取得するように、情報紙や各種講座などにおいて情報提供に努めます。	男性の家事、育児参画が進むよう、主催する事業や講座の中で啓発を行う。	男性の家事、育児参画が進むよう、主催する事業や講座の中で啓発を行う。	①事業での啓発回数 ②講座での啓発回数 ③家事、育児シニアシートの配布	①1回 ②0回	①1回 ②0回 ③随時	①② 18回 ③随時	①②9回 ③随時	A:100%達成できている	特になし	今後も講座やイベント等、様々な機会で開催活動を行う。	男女共同参画推進課
64	40	女性だけでなく、男性も積極的に育児・介護休業を取得するように、情報紙や各種講座などにおいて情報提供に努めます。	職員に、育児参加休暇、配偶者出産休暇、育児休業の制度、介護休業についての周知を図り、取得を推進する。	所属長及び職員への制度の周知をグループウェアの掲示板への掲示等により図るとともに、個別の職員からの相談の際は、各制度の提示案内を行った。また、ワークライフバランスの小冊子などを掲示板に掲示し、周知を行い、取得を推進した。	①所属長・職員への周知回数 ②職員への個別の提示案内件数 ③小冊子による制度周知	①1回 ②13件 ③1回 (4年度) ・育児参加休暇取得:男性6名、配偶者出産休暇取得:男性19名、男性の育児休業取得者2名 ・介護休暇取得:0名、短期介護休暇取得:3名(男性1名、女性2名) ・育児短時間勤務取得:1名、部分休業取得:6名(全員女性)	①1回 ②17件 ③1回 (5年度) ・育児参加休暇取得:男性14名、配偶者出産休暇取得:男性16名、配偶者出産休暇取得:男性17名、男性の育児休業取得者8名 ・介護休暇取得:0名、短期介護休暇取得:3名(男性0名、女性3名) ・育児短時間勤務取得:0名、部分休業取得:13名(男性2名、女性11名、うち1名任期付職員)	①1回 ②14件 ③1回 ・育児参加休暇取得:男性12名、配偶者出産休暇取得:男性19名、男性の育児休業取得者16名 ・介護休暇取得:1名(女性)、短期介護休暇取得:11名(男性4名、女性7名) ・育児短時間勤務取得:0名、部分休業取得:14名(男性2名、女性12名、うち1名会計年度任用職員)	①1回 ②19件 ③1回	B:80%程度達成できている	新規採用職員研修において、男性職員についても育児参加休暇、配偶者出産休暇、育児休業の制度周知を図り、取得促進に向けた取組みを実施した。	引き続き、ワーク・ライフ・バランスの両立を支援するための各種制度の周知や職員からの相談時に各種制度の提示及び案内を積極的に行う。また、マネジメントフローを活用し、早期での情報共有を促進し、取得率向上に向けた取り組みを行う。	人事課
65	41	就労・再就職・起業・非正規雇用から正規雇用への転換など、女性のチャレンジを支援するための相談や関係機関等の情報収集と提供に努めます。	就労・再就職・企業・非正規雇用から正規雇用への転換など、女性のチャレンジを支援するための相談や関係機関等の情報を収集し、市民への周知を図ります。	非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成する厚生労働省の「キャリアアップ助成金」を市報等で周知した。	周知(市報・HP含むSNS・チラシの配架)	市報、HP及びチラシ配架	HP及びチラシの配架	HP作成	HP作成	B:80%程度達成できている	特になし	非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成する厚生労働省の「キャリアアップ助成金」を市報等で周知する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
66	41	就労・再就職・起業・非正規雇用から正規雇用への転換など、女性のチャレンジを支援するための相談や関係機関等の情報収集と提供に努めます。	定期的な相談を実施する。	①県筑豊労働者支援事務所と連携した就業支援相談・職場の悩み相談の実施 ②国、県の啓発パンフレット、ポスター等での情報提供	①実施回数 ②実施箇所	①24回 ②1箇所	①24回 ②1箇所	①24回 ②2箇所	①24回 ②2箇所	A:100%達成できている	特になし	今後も引き続き県や関連機関などと連携し講座等の情報提供を行っていく。	男女共同参画推進課
67	42	女性の就業意識の向上やキャリア形成など、就労、再就職を支援する学習機会の提供や資格・技術の習得のための情報提供に努めます。	県主催の女性のビジネス力向上に資する事業などを、市民向けに周知し、市内女性のチャレンジを支援する。	県主催の女性のビジネス力向上のための研修につき、チラシの配架、イクボス推進事業所へのメール配信等を通じて、周知を図る。	①チラシ配架回数 ②メール配信回数	①1回 ②1回	①2回 ①1回	①5回 ①1回	①3回 ①1回	B:80%程度達成できている	特になし	福岡県と連携して周知・啓発を行っていく。	男女共同参画推進課
68	42	女性の就業意識の向上やキャリア形成など、就労、再就職を支援する学習機会の提供や資格・技術の習得のための情報提供に努めます。	福岡県等の子育て女性に特化した就労支援情報やその他の就労機関情報を提供。	県ママと女性の就労支援センターをHPで紹介し、また、女性の就労支援事務所等のチラシの配架により再就職への機会を提供した。資格・技術取得等においてはチラシの配架及びHP掲載により情報提供を実施した。	周知(市報・HP含むSNS・チラシの配架)	HP及びチラシ配架	HP作成	HP掲載	HP掲載	B:80%程度達成できている	特になし	県ママと女性の就労支援センターをHPで紹介し、また、女性の就労支援事務所等のチラシの配架により再就職への機会を提供する。資格・技術取得等においてはチラシの配架及びHP掲載により情報提供を実施する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度取組	課名
69	43	関係機関・団体が行う女性の経営能力向上に関する学習、交流の場の開催について、情報提供を行います。	女性を含めた経営者全体の経営能力を向上させるには、専門家からの助言も必要であるため、関係機関、団体が行う専門家派遣に関する情報やその他経営力向上に関する情報提供を実施する。	令和4年度より福岡県の「女性向け創業相談会」が女性に特化したものではなく(引き続きHP等の作成は実施している)、経営セミナーも市報等掲載し周知はしたがこれも女性に特化したものではないため、女性経営者だけにに対しては実施していない。専門家派遣においてHPを作成しチラシの配架も実施した。	周知(市報・HP含むSNS・チラシの配架)	HP及びチラシ配架	HP作成	市報及びHP掲載	市報及びHP掲載	A:100%達成できている	特になし	女性管理者や経営者、専門分野をもって活躍している方と交流できる「福岡キャリア・カフェ」やイベント開催についてHPで掲載し情報提供に努める。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
70	44	女性が活躍しやすい職場づくりのモデルとなるよう、派遣研修などを活用した人材育成に取り組み、市女性職員の管理職登用のための推進に努めます。	派遣研修を活用した女性リーダーの育成に取り組み。また、女性職員の管理職登用について配慮する。	全国市町村国際文化研修所において実施された女性リーダーのためのマネジメント研修に女性職員(係長級)を1名派遣し、女性管理職候補の育成を図った。また、女性職員の管理職登用について配慮した。	①研修派遣者数 ②女性昇任者数(保育所を除く)	①研修派遣者数1名 ②女性昇任者数(保育所を除く) 課長級1名、課長補佐級3名、係長級5名	①研修派遣者数1名 ②女性昇任者数(保育所を除く) 部長級1名、部次長級1名、課長補佐級6名、係長級6名	①研修派遣者数1名 ②女性昇任者数(保育所を除く) 部長級1名、課長級1名、課長補佐級4名	①研修派遣者数1名 ②女性昇任者数(保育所を除く) 部長級1名、課長級3名、課長補佐級3名、係長級8名	B:80%程度達成できている	これまでの、女性の管理監督者向け研修に職員を毎年1名派遣させていたが、R7年度においては、中堅(主任級以下)職員が今後リーダーになることを見据えた研修にも女性職員を派遣した。(指標外の研修。※JIAM:次世代を担う若手職員育成研修)	今年度も引き続き、派遣研修を活用した女性リーダーの育成に取り組み、女性職員の管理職登用について配慮する。	人事課
71	45	女性教職員の管理職等任用試験への積極的な受験奨励に努めます。	現管理職より、女性教職員に対し管理職任用試験を積極的に受験するよう奨励する。	校長会議において、女性教職員の管理職任用試験に対する積極的な受験を奨励する。	①奨励回数 ②女性受験者数および全受験者における女性受験者の割合	①1回 ②15名、30.0%	①1回 ②15名、34.1%	①1回 ②19名、33.3%	①1回 ②19名、37.3%	A:100%達成できている	特になし	校長会議での女性教職員への受験奨励により、令和8年度在籍状況は、校長11/29名(37.9%)、副校長含む、教頭12/27名(44.4%)である。福岡県の成果目標(教頭以上20%)は達成しているが、次年度も引き続き積極的に管理職等任用試験の受験を奨励する。	学校教育課
72	46	関係機関が実施する起業家セミナーや異業種交流会等の情報提供を行うとともに、関係機関と連携して女性の起業を支援します。	起業に関する知識・ノウハウの習得機会を創出し、女性の起業促進を図る。	飯塚市創業支援等事業計画に基づく創業セミナーを2つの関係機関において開催し、女性の起業支援を実施。 創業セミナー参加者 R3 32人(うち女性13人) R4 43人(うち女性21人) R5 51人(うち女性19人) R6 27人(うち女性13人)	創業セミナー女性参加者数(女性参加率)	21人(48%)	19人(37%)	13人(48%)	22人(52%)	A:100%達成できている	特になし	飯塚市創業支援等事業計画に基づく創業セミナーを2つの関係機関において開催し、女性の起業支援を実施。 創業セミナー参加者 R3 32人(うち女性13人) R4 43人(うち女性21人) R5 51人(うち女性19人) R6 27人(うち女性13人) R7 42人(うち女性22人)	商工観光課 ※市独自の取組はなく、商工団体の事業等の周知のみ
73	47	新規就農者支援制度や女性農業者支援制度の周知と活用を促し、新規就農者の拡充と併せて、女性新規就農者の拡大を図ります。	農業の発展、地域経済の活性化のため、生活者の視点や多様な能力を持つ女性農業者の活躍を推進する。	女性農業者の活躍促進事業(農業用機械、施設設備導入を支援する事業)について、電話や窓口での相談時に周知を行った。認定農業者84人中 女性9人(3月末現在) 新規就農者23人中 女性4人(3月末現在) 計:107人中 女性13人	女性の就業率	107人中13人 女性の就業率(12.1%)	107人中14人 女性の就業率(13.1%)	106人中14人 女性の就業率(13.2%)	107人中13人 女性の就業率(12.1%)	D:50%程度しか達成できていない	特になし	女性が農業分野へ進出できるよう、女性農業者を対象とした支援制度の周知を図り、女性新規就農者の拡大を図っていく。	農林振興課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名
74	48	家族経営や小規模事業所に従事する女性の労働実態の把握に努め、就労環境改善に向けた啓発を行います。	女性の労働実態の把握については、商工会議所等が事業所情報の現状を把握しているため、商工会議所等との意見交換を実施し、情報収集及び情報提供を実施。	商工会・商工会議所との会議、商店街との会議に積極的に参加し、市内小規模事業所に従事する女性の労働実態の把握に努め、女性参画の提案等も行った。	周知・啓発	会議に出席し意見交換・女性参画提案実施	会議に出席し意見交換を実施	会議に出席し意見交換を実施	会議に出席し意見交換を実施	B:80%程度達成できている	特になし	商工会・商工会議所との会議、商店街との会議に積極的に参加し、市内小規模事業所に従事する女性の労働実態の把握に努め、女性参画の提案等も行う。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ
75	48	家族経営や小規模事業所に従事する女性の労働実態の把握に努め、就労環境改善に向けた啓発を行います。	女性農業者が働きやすい環境の整備を進める。	普及指導センター(担い手協)が開催した女性農業者現地視察会(1回)に参加し、女性農業者の実態の把握に努め、積極的に家族経営協定等の制度の紹介を行った。	研修参加者数	2人	2人	2人	2人	D:50%程度しか達成できていない	特になし	番号76、取組No.49と一体化させ取り組む。	農林振興課
76	49	家族間の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定締結の啓発と普及に努め、農業分野における女性の就労環境の改善を図ります。	女性農業者が働きやすく、意欲とやりがいをもって農業経営に参画できるように、環境の整備を進める。	経営改善計画の労働力欄に女性家族の記載がある今年度更新認定農業者8者に対して共同申請や家族経営協定について啓発と普及に努めた。家族経営協定29件中、女性が参加している家族経営協定数23件(3月末現在)	女性参加の家族経営協定率(女性が方針決定に参画している家族経営協定数/家族経営協定数)(直近3か年の平均値を目標値とする)(※R3:80%、R4:80%、R5:80%、平均:80%)	30件中24件 女性参加の家族経営協定率(80%) 新規協定者は0	30件中24件 女性参加の家族経営協定率(80%) 新規協定者は0	30件中24件 女性参加の家族経営協定率(80%) 新規協定者は0	29件中23件 女性参加の家族経営協定率(79.3%) 新規協定者は0	B:80%程度達成できている	特になし	該当する方には家族経営協定や共同申請の制度の説明を行い、また、生産組合長等で広く周知を図る。家族経営協定締結の際は、就業条件等の内容を明確にし、女性が農業に参入できるよう支援を行っていく。	農林振興課
77	50	長時間労働の削減や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。	イクボス推進事業を通じて、男女ともに働きやすい職場づくりの啓発を進め、長時間労働の削減、ワーク・ライフ・バランスの充実の大切さを啓発していく。	市内事業所向けにイクボス宣言事業所を募り、働き方改革の考え方を伝え、市内事業所の意識改革を図る。市役所の課長職以上の職員全員にイクボス宣言をさせて、庁内の働き方改革の一助とする。	新規宣言事業所数	16社	24社	7社	14社	A:100%達成できている	イクボス宣言の実施について、従来の紙による申請用紙の提出のほかに電子申請ができるよう整備した。それに伴いチラシに2次元コードを掲載するほか、HPからもリンクできるようにし、事業者の利便性の向上を図った。また、市報掲載やチラシ配架、青年会議所例会での事業説明等による周知を行った。	HPを活用した周知の強化を行う。	男女共同参画推進課
78	51	仕事と家庭の両立を支える環境整備と職場風土づくりのための啓発と情報提供に努めます。	年次有給休暇取得し、ひとり時間を確保することで、両立が可能であることを大体的に周知し認識させる。	国や県の年次休暇取得等のチラシや女性が働きやすい職場づくりのための育児介護の両立支援や女性特有の健康問題の対策の研修会チラシの配架を実施した。また「仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト」をHPに掲載。	周知(市報・HP含むSNS・チラシの配架)	HP及びチラシ配架	HP及びチラシ配架	HP掲載及びチラシ配架	HP掲載及びチラシ配架	A:100%達成できている	特になし	国や県の年次休暇取得等のチラシや女性が働きやすい職場づくりのための育児介護の両立支援や女性特有の健康問題の対策の研修会チラシの配架を実施する。また「仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト」をHPに掲載。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名	
79	52	事業所が時間外労働の削減や育児・介護休業の取得など、ワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットについて周知を図ります。	イクボス推進事業を通じて、男女ともに働きやすい職場づくりの啓発を進め、長時間労働の削減、ワーク・ライフ・バランスの充実の大切さを啓発していく。	市内事業所向けにイクボス宣言事業所を募り、働き方改革の考え方を伝え、市内事業所の意識改革を図る。市役所の課長職以上の職員全員にイクボス宣言をさせて、庁内の働き方改革の一助とする。	①新規宣言事業所数 ②庁内管理職向けイクボス研修実施回数 ③県事業の周知	①16社 ②1回 ③2回	①24社 ②1回 ③2回	①7社 ②1回 ③2回	①14社 ②1回 ③3回	A:100%達成できている	イクボス宣言の実施について、従来の紙による申請用紙の提出のほかに電子申請ができるよう整備した。それに伴いチラシに2次元コードを掲載するほか、HPからもリンクできるようにし、事業者の利便性の向上を図った。また、市報掲載やチラシ配架、青年会議所例会での事業説明等による周知を行った。	HPを活用した周知の強化を行う。	男女共同参画推進課	
80	53	先進的な取組事例についてその内容と効果等について紹介などの広報に努めます。	職場環境の整備やそれによるワーク・ライフ・バランスの充実に関する事例とその成果(効果)を報告することで、取組む意欲をかきたてる。	福岡県事業として、働き方改革に取り組む事業所に対して、魅力ある職場づくりのために実践した取組内容や成果についての「働き方改革実践事例」報告会が実施されたので、その様子を市報やHPの掲載により広報に努めた。	周知(市報・HP含むSNS・チラシの配架)	市報、HP及びチラシ配架	市報、HP及びチラシ配架	チラシ配架	チラシ配架	B:80%程度達成できている	特になし	福岡県事業として、働き方改革に取り組む事業所に対して、魅力ある職場づくりのために実践した取組内容や成果についての「働き方改革実践事例」報告会が実施されたので、その様子を市報やHPの掲載により広報に努める。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ	
81	54	育児・介護休業制度を利用する職員の代替要員の確保など、市職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりを推進するとともに、職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスの実践ができるよう努めます。	会計年度任用職員登録制度の周知を図り、登録数を増やし、代替職員の候補者確保に努め、育児・介護休業制度の活用を推進を図る。また、ワーク・ライフ・バランスに係る各種理解を深めるよう取り組む。	会計年度任用職員制度について、HP、SNS等を活用し、周知を図る。また、ワーク・ライフ・バランスに係る各種理解を深める小冊子を、掲示板に掲示し周知を図った。	周知回数 ①制度の周知 ②冊子の周知	①1回 ②1回	①1回 ②1回	①1回 ②1回	①1回 ②1回	B:80%程度達成できている	会計年度任用職員の給料額の改定等及び休暇等の制度変更に伴い、しおり等の改訂を実施した。	職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりにおいて、代替職員候補者の常時確保を行い、会計年度任用職員制度の整備・周知を図る。	人事課	
82	55	「第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応できるよう、保育サービスの提供体制の充実に努めます。	保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応するため、公立私立保育所・認定こども園において、一時保育、休日保育、延長保育及び病児保育を実施する。	公立私立保育所・認定こども園のうち一時保育、休日保育、延長保育を一部で実施した。病児保育も一部で実施し、保育サービスの充実を図った。	実施件数	一時保育14園、休日保育0園(コロナにより受入中止)、延長保育28園 病児保育2か所	一時保育17園、休日保育1園、延長保育28園 病児保育2か所	一時保育16園、休日保育1園、延長保育27園 病児保育2か所	一時保育16園、休日保育1園、延長保育27園 病児保育2か所	A:100%達成できている	特になし	一時保育16園、休日保育1園、延長保育27園 病児保育2か所	保育課	
83	56	子どもを持つ親の不安感を解消するため、地域子育て支援センターと街なか子育てひろばを拠点に、子育てに関する相談、子育て情報の収集と提供、育児講座を実施するとともに、仲間づくりや情報交換の場である育児サークル等の育成・指導の充実、交流を図ります。	保護者の子育てに対する不安や悩みの解消、地域における親・子の成長を支援する。	子育て親子の交流の場を設け、育児相談や各支援センターのイベントを通じて交流や支援を行う。	①街なか子育てひろばの利用者数 ②子育て支援センター(穂波・庄内・筑穂・頼田)の利用者数	①12,614人 ②14,685人	①19,879人 ②21,258人	①21,261人 ②19,782人	①21,314人 ②22,675人	B:80%程度達成できている	従事する職員向けの研修を行った。	育児相談や親子で楽しめるイベントを定期的に行い、交流や支援を引続き行っていく。	子ども家庭課	令和7年度は進捗管理入力

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名	
84	57	市報、市のホームページや子育てガイドブック等により、子育てに関する様々な情報提供を行います。	固定的な性別役割分担の見直しを図る よう、子育てガイドブックにおいて、育児サービスの周知を図り、男性の育児体験や出産から産後における男性の育児参加を促進するコーナーを掲載した。	今後も、男性の育児参加を促進する内容のコーナーを設けることで、固定的な性別役割分担の見直しにつながるよう努めたい。	子育てガイドブック5000部発行	子育てガイドブック5000部発行	子育てガイドブック5000部発行	子育てガイドブック5000部発行	子育てガイドブック5000部発行	B:80%程度達成できている	特になし	市報(こすもだより)掲載12回 子育てガイドブック5000部発行	こども家庭課 こども若者支援課	令和7年度は進捗管理入力
85	58	介護保険制度や介護休業制度についての周知や仕事と介護の両立に関する情報提供を行い、男女がともに介護を担うための啓発に努めます。	介護保険に関する講座を開催する。	介護保険に関する講座の開催	実施回数	0回	0回	0回	0回	E:全く達成できていない	特になし	他の講座開催の中で、仕事と介護の両立に関するテーマを取り入れるなどの検討を行っていききたい。	男女共同参画推進課	
86	58	介護保険制度や介護休業制度についての周知や仕事と介護の両立に関する情報提供を行い、男女がともに介護を担うための啓発に努めます。	①高齢者支援課窓口、及び地域包括支援センターによる相談業務の実施。	①介護に悩む養護者及びその家族に対して、各種サービスに係る情報提供や関係機関に繋ぐことで、介護負担の軽減を図る。	①介護・福祉サービスに係る相談対応件数	①3,991件	①4,037件	①3,815件	①3,937件	A:100%達成できている	特になし	高齢者支援課及び地域包括支援センターによる相談業務等の際、介護負担になっているケースなどは、介護負担軽減に向け、情報提供や関係機関に繋ぐなどして対応していく。 また、利用者へ周知すべき内容については随時、市報、ホームページ等に掲載する。	高齢者支援課	
87	58	介護保険制度や介護休業制度についての周知や仕事と介護の両立に関する情報提供を行い、男女がともに介護を担うための啓発に努めます。	介護休暇においては、企業経営者に認識してもらわなければ、取得は困難になるため、企業経営者に認識させる。	育児・介護休業法改正と企業における実務対応のための「労働経営セミナー」を福岡県と共催し、市報及びHP等掲載することにより企業経営者あてに周知・啓発を実施した。	周知(市報・HP含むSNS・チラシの配架)	市報、HP(SNS)及びチラシ配架	市報、HP(SNS)及びチラシ配架	市報、HP掲載及びチラシ配架	市報、HP掲載及びチラシ配架	A:100%達成できている	特になし	育児・介護休業法改正と企業における実務対応のための「労働経営セミナー」を福岡県と共催し、市報及びHP等掲載することにより企業経営者あてに周知・啓発を実施する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ	
88	59	「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護サービス基盤の整備・充実を図るとともに、地域包括支援センターの機能充実を図ります。	地域包括支援センターの機能充実	地域包括支援センターを委託によりすべての日常生活圏域に設置する	包括支援センター数	11か所	11か所	11か所	11か所	A:100%達成できている	特になし	特になし	高齢者支援課	令和7年度は進捗管理入力
89	59	「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護サービス基盤の整備・充実を図るとともに、地域包括支援センターの機能充実を図ります。	仕事と家庭・地域活動の両立にも資するよう「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護サービス基盤の整備・充実を図る。	「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第9期)」に基づき、令和8年度末までに介護サービス基盤を整備する。	介護保険事業計画で整備することとし、整備した事業所数	0	0	0	0	A:100%達成できている	令和8年度中の介護サービス基盤の新規整備に向けて、整備事業者の公募手続きを行った。	令和7年度に実施した整備事業者の公募が不調に終わったため、再度、令和9年度中の介護サービス基盤の新規整備に向けて、整備事業者の公募並びに選定手続き等を進める。	介護保険課	令和7年度は進捗管理入力
90	60	認知症高齢者やその家族が安心して生活を送ることができるように、認知症に対する理解を深めるための普及・啓発に努めます。	認知症になっても住みなれた地域で安心して生活を継続できるように、オレンジカフェを運営する者に対し、活動経費を助成することで、認知症の人やその家族が相互交流、情報交換を行う場を整備を推進する。	オレンジカフェ参加者延べ人数	参加者数	483	625	620	527	A:100%達成できている	チームオレンジの活動推奨や支援内容の拡充に伴う、助成要綱の改正	改正した要綱に基づき、チームオレンジの活動支援を活性化させるとともに、オレンジカフェの安定的な運営継続と新規参加者の開拓に向けた周知啓発を行う。	高齢者支援課	令和7年度は進捗管理入力

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名	
91	61	介護に関する総合的な相談体制を充実させ、相談窓口の周知に努めます。	高齢者支援課窓口、及び地域包括支援センターによる相談業務の実施。	地域包括支援センターによる総合的な相談業務を実施。また、市報に「地域包括支援センターだより」を掲載し、市民への周知を図る。	総合相談受付件数	9,243件	9,905件	10,451件	11,650件	A:100%達成できている	特になし	地域包括支援センター(市内11カ所)において高齢者に関する総合的な相談業務を実施。また、それぞれの地域での総合相談窓口である地域包括支援センターについて、市報に「地域包括支援センターだより」として年4回掲載し、市民への周知に努めた。	高齢者支援課	令和7年度は進捗管理入力
92	61	介護に関する総合的な相談体制を充実させ、相談窓口の周知に努めます。											介護保険課 高齢者支援課	令和7年度は進捗管理入力
93	62	家族介護者に対する介護教室やリフレッシュ事業、相談事業等、家族介護者の負担の軽減と健康管理の支援に努めます。	家族介護支援事業の実施	①認知症高齢者等が行方不明になった時に、協力団体に依頼することで、高齢者の早期発見と家族負担等の軽減を図る。 ②在宅で寝たきり高齢者等の介護する世帯に対し、紙おむつ・尿取りパッドを給付することにより、その世帯における経済的負担の軽減を図る。	①協力団体数 ②利用者数	①89団体 ②89人	①87団体 ②91人	①88団体 ②74人	①90団体 ②82人	A:100%達成できている	特になし	引き続き、見守り体制の整備とあわせて、家族介護者の負担軽減を図る。	高齢者支援課	令和7年度は進捗管理入力

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度取組	課名
94	63	男女が協力して子育てが行えるように両親学級を実施します。	出産準備として、妊婦を取り巻く家族(主に父親)が子育てに協力出来る場を設け、育児不安を軽減するハローベビークラス(旧両親学級)を開催することで、男女が協力して子育てを行える環境を整える。	ハローベビークラス内容 ・助産師さんのお話「出産の経過と産後の話」 ・グループに分かれてフリートーク ・妊婦体験、沐浴の実習 ・おゆずりコーナー 母子手帳交付時に、開催日程を周知している。	参加者数	参加者数:50 組100人	参加者数:80 組160人	参加者数:90 組175人	開催回数:12回 参加者数:101 組207名	A:100%達成できている	教室運営や内容の見直しのため、近辺産院でのマタニティクラス状況を確認した結果、コロナ禍で中止していたクラスも戻ってきていた。また飯塚市のハローベビークラスに参加した理由をアンケートを実施し確認した。	近辺産院での、マタニティクラス開催状況を踏まえて、開催回数を2回減らす。アンケートより、助産師の話は、夫婦関係について考える機会と好評である。夫婦で参加できること、沐浴体験できることを目的に参加される方が多いので、内容に関しては大きな変更はせず実施する。	こども家庭課
95	64	各種講座やセミナー、研修会等の学習機会、市報や市ホームページなど、多様な機会や手段を活用して、継続的に、家庭での男女共同参画推進に向けた啓発を行います。	あらゆる媒体・機会を活用し、幅広く広報・啓発活動を行う。	①市報掲載 ②市ホームページ掲載(更新) ③情報誌サンクス発行 ④男女共同参画推進センター主催講座開催 ⑤出前講座開催	各実施件数	①21件 ②19件 ③1件 ④4件 ⑤0件	①18件 ②28件 ③1件 ④2件 ⑤13件	①1件 ②2件 ③1件 ④9件 ⑤17件	①1件 ②1件 ③1件 ④6件 ⑤7件	A:100%達成できている	特になし	今後も講座や市報等、様々な機会や媒体を活用して啓発を行う。	男女共同参画推進課
96	65	育児・介護サービスの周知に努め、公的サービスの利用を促すことにより、固定的な性別役割分担の見直しを図ります。	固定的な性別役割分担の見直しを図るよう、子育てガイドブックにおいて、育児サービスの周知を図り、男性の育児体験談や出産から産後における男性の育児参加を促進するコーナーを掲載した。	今後も、男性の育児参加を促進する内容のコーナーを設けることで、固定的な性別役割分担の見直しにつながるよう努めた。	子育てガイドブック5000部発行	子育てガイドブック5000部発行	子育てガイドブック5000部発行	子育てガイドブック5000部発行	子育てガイドブック5000部発行	A:100%達成できている	特になし	内容の見直しを行い、今後も継続的な発行を目指している。	生涯学習課
97	65	育児・介護サービスの周知に努め、公的サービスの利用を促すことにより、固定的な性別役割分担の見直しを図ります。	第一号被保険者への介護サービスに係る情報提供の実施	65歳到達を迎える第一号被保険者へ介護保険証を発送する際に、パンフレットの同封を行った。	送付件数	1,515件	1,620件	1,545件	1,425件	A:100%達成できている	特になし	昨年度と同様、継続して介護サービスに係る情報提供を行う。	介護保険課
98	65	育児・介護サービスの周知に努め、公的サービスの利用を促すことにより、固定的な性別役割分担の見直しを図ります。	市報への地域包括支援センターだよりの掲載	高齢者の身近な相談窓口である、地域包括支援センターについて、地域包括支援センターだよりにして、広報いっぴがへ掲載し周知を行う。	掲載回数	4回	4回	4回	4回	B:80%程度達成できている	特になし	高齢者の身近な相談窓口である、地域包括支援センターについて、地域包括支援センターだよりにして、広報いっぴがへ掲載し周知を行う。	高齢者支援課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名
99	66	男性の家庭生活や育児・介護への参画を促進するため、男性も参加しやすい料理教室などの生活講座や育児講座、介護講座などを開催し、男性の家庭生活力アップによる自立を促進します。	男性の家庭生活力アップを目的とした講座を開催する。	男性の家庭生活力アップを目的とした講座の開催	実施回数	0件	0件	1件	2件	A:100%達成できている	R7年度では「プロから学ぶ家事講座」にて昨年度に引き続き「包丁研ぎ講座の開催に加えて、「自慢の一品料理講座」を飯塚水産物商業協同組合を講師に開催した。	引き続き「プロから学ぶ家事講座」にて男性の家庭生活力アップを目指す。	男女共同参画推進課
100	66	男性の家庭生活や育児・介護への参画を促進するため、男性も参加しやすい料理教室などの生活講座や育児講座、介護講座などを開催し、男性の家庭生活力アップによる自立を促進します。	男性も参加しやすく、趣味や関心を広げられるような、男性の生活力向上につながる講座を開催する。	交流センター及び中央公民館において、趣味や関心を広げ参加者同士の交流の場になることを目的とした、男性も参加しやすい講座を実施する。	実施回数	11回	14回	13回	18回	B:80%程度達成できている	趣味や関心を広げる参加者同士の交流の場になることを目的に、男性も参加しやすい料理教室や健康講座を実施する交流センターの増。	受講してもらうにはどうしたらいいかを考え、男性に興味を持たせ、参加しやすい講座を企画していく。	生涯学習課
101	66	男性の家庭生活や育児・介護への参画を促進するため、男性も参加しやすい料理教室などの生活講座や育児講座、介護講座などを開催し、男性の家庭生活力アップによる自立を促進します。	【取組No.63(再掲)】出産準備として、妊婦を取り巻く家族(主に父親)が子育てに協力出来る場を設け、育児不安を軽減する。ハローベビークラス(旧両親学級)を開催することで、男女が協力して子育てを行える環境を整える。	ハローベビークラス内容 ・助産師さんのお話「出産の経過と産後の話」 ・グループに分かれてフリートーク ・妊婦体験、沐浴の実習 ・おゆずりコーナー 母子手帳交付時に、開催日程を周知している。	参加者数	参加者数:50組100人	参加者数:80組160人	参加者数:90組175人	開催回数:12回 参加者数:101組207名	A:100%達成できている	教室運営や内容の見直しのため、近辺産院でのマタニティクラス状況を確認した結果、コロナ禍で中止していたクラスも戻ってきていた。また飯塚市のハローベビークラスに参加した理由をアンケートを実施し確認した。	近辺産院での、マタニティクラス開催状況を踏まえて、開催回数を2回減らす。アンケートより、助産師の話は、夫婦関係について考える機会と好評である。夫婦で参加できること、沐浴体験できることを目的に参加される方が多いので、内容に関しては大きな変更はせず実施する。	こども家庭課
102	67	孤立しがちな高齢期の男性などに対する日常生活の自立に向けた支援に努めます。	①福祉電話設置事業の実施 ②食の自立支援事業の実施	①通信手段がない、高齢者等に対して、福祉電話を貸与することで、孤独感を和らげるとともに、コミュニケーションの増大及び緊急連絡手段の確保を図る。 ②食の調達が困難な、高齢者等に対し、栄養のバランスの取れた夕食を配達することにより高齢者の栄養改善を図るとともに、配達の際に安否確認を行うことで高齢者の在宅生活における自立支援及び孤立の防止に努める。	①福祉電話貸与者数(男女計) ②配食利用者数(男女計)	①24人 ②503人	①20人 ②438人	①22人 ②499人	①21人 ②450人	B:80%程度達成できている	市報(R7.5)に、福祉電話設置事業や「食」の自立支援事業を含めた、高齢者福祉サービス事業の紹介記事を掲載し周知を行った。	本事業が必要な高齢者等に適切にサービスが届けられるよう、周知を行う。	高齢者支援課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度取組	課名
103	68	「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき「妊娠・出産、子育ての一貫した支援と環境の充実」に努め、子育て世代の移住・定住の促進を図ります。	「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」基本目標Ⅱ①「妊娠・出産・子育ての一環した支援と環境の充実」を含め進捗管理や評価を実施する。	効果的な施策の推進のため、飯塚市総合戦略推進会議を開催し、委員のご意見をいただきながら、進捗管理や評価を行った。	推進会議開催数	1回	1回	1回	1回	A:100%達成できている	令和7年度より「第3次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、新たな戦略に基づき事業を実施。(第2次の計画期間はR6年度まで。推進会議の開催については変更なし。)	第3次総合戦略に基づき実施される各事業について推進会議を開催し、進捗管理・評価を実施する。	企画政策室 企画政策担当
104	69	地域社会での男女の対等な関係づくりと、様々な活動の中で常に男女平等意識が浸透するように継続的な啓発の充実に努めます。	出前講座を実施する。また、各種講座、研修会開催の情報提供を行う。	①自治会長会等での出前講座の実施 ②県など関係機関が実施する各種講座、研修会開催の情報提供 ③家事、育児シェアシートの配布	実施回数	①0回 ②12回	①13回 ②12回 ③随時	①17回 ②12回 ③随時	①7回 ②12回 ③随時	A:100%達成できている	特になし	引き続き出前講座や情報提供での啓発活動を続けるとともに、家事、育児シェアシートについて、広報周知の強化を目的にチラシを作成し、シートとあわせて配布をすることで利用促進を図る。	男女共同参画推進課
105	70	様々な地域活動において、男女共同参画の視点が定着するよう、団体のリーダーや会員などへの情報提供や研修などの啓発の充実に努めます。	出前講座を実施する。また、各種講座、研修会開催の情報提供を行う。	①自治会長会等での出前講座の実施 ②県など関係機関が実施する各種講座、研修会開催の情報提供	実施回数	①0回 ②12回	①13回 ②12回	①17回 ②12回	①7回 ②12回	A:100%達成できている	特になし	男女共同参画社会実現のための情報提供を行い、各地域、世代の状況に応じて内容を精査する。	男女共同参画推進課
106	70	様々な地域活動において、男女共同参画の視点が定着するよう、団体のリーダーや会員などへの情報提供や研修などの啓発の充実に努めます。	様々な地域活動において、男女共同参画の視点が定着するよう、団体のリーダーや会員などへの情報提供や研修の実施	自治会長会の役員改選時などに、女性の参画を促した。男女共同参画の推進の項目が掲載された自治会長ハンドブックを配布することにより、役員への女性参画を促進した。	自治会長に配布するハンドブック数 全会長人数	273部 273人	271部	270部	267部	A:100%達成できている	特になし	継続して自治会長会の役員改選時などに、女性の参画を促していく。地域の自治会に対しても、引き続き自治会長に配布するハンドブックを用いて、役員への女性参画を促進する。	まちづくり推進課
107	71	男性の地域活動や子育て支援、ボランティア活動への参加を促す機会や情報の提供、相談、啓発の充実に努めます。	あらゆる媒体・機会を活用し、幅広く広報・啓発活動を行う。	①市報掲載 ②市ホームページ掲載(更新) ③情報誌サンクス発行 ④男女共同参画推進センター主催講座開催 ⑤出前講座開催	各実施件数	①21件 ②19件 ③1件 ④4件 ⑤0件	①18件 ②28件 ③1件 ④2件 ⑤13件	①1件 ②1件 ③1件 ④2件 ⑤7件	①1件 ②1件 ③1件 ④2件 ⑤7件	A:100%達成できている	特になし	男性の地域活動や、家事・育児などに参画するために必要な情報提供や講座を継続して実施する。	男女共同参画推進課

令和7年度は進捗管理入力

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度取組	課名
108	72	地域活動のきっかけとなる講座やイベントを開催し、地域活動への多様な人の自主的な参加・参画の促進を図るとともに、地域コミュニティの再生と活性化を図ります。	あらゆる媒体・機会を活用し、幅広く広報・啓発活動を行う。	①市報掲載 ②市ホームページ掲載(更新) ③情報誌サンクス発行 ④男女共同参画推進センター主催講座開催 ⑤出前講座開催	各実施件数	①21件 ②19件 ③1件 ④4件 ⑤0件	①18件 ②28件 ③1件 ④2件 ⑤13件	①1件 ②1件 ③1件 ④1件 ⑤17件	①1件 ②1件 ③1件 ④2件 ⑤7件	A:100%達成できている	特になし	地域活動につながる講座や、身近なテーマによる情報発信を行っていく。また、出前講座も継続して実施する。	男女共同参画推進課
109	72	地域活動のきっかけとなる講座やイベントを開催し、地域活動への多様な人の自主的な参加・参画の促進を図るとともに、地域コミュニティの再生と活性化を図ります。	誰でも気軽に参加でき、地域活動団体の取組を認識できる交流センターまつりを開催し、地域活動への多様な人の自主的な参加・参画の促進を図る啓発を実施する	各地区まちづくり協議会等が開催する交流センターまつりにおいて地域コミュニティの再生と活性化を図った。まつりの開催日時には多様な人が多く家族連れで参加できるように日曜日の昼間とした。	交流センターまつり 12地区	6地区	12地区	12地区	12地区	A:100%達成できている	特になし	交流センターまつりに限らず、地域活動のきっかけとなる講座やイベントを企画する際に、地域の外国人なども含めた多様な人が参加できるような広報を行う。	まちづくり推進課
110	72	地域活動のきっかけとなる講座やイベントを開催し、地域活動への多様な人の自主的な参加・参画の促進を図るとともに、地域コミュニティの再生と活性化を図ります。	地域活動のきっかけとなる講座やイベント等を実施し、積極的な参加・参画ができる場を提供に努める。	多くの交流センター及び中央公民館において、地域活動のきっかけとなりうる講座・イベント等を開催する。	実施回数	42回	55回	45回	60回	B:80%程度達成できている	各地域の郷土愛育成や伝統文化の継承を図るための講座を実施する交流センターの増。	今後多くの方に参加してもらえるように、講座を計画していく。また、周知方法を工夫し、市民の方に興味・関心が高まるように努めていく。	生涯学習課
111	73	地域の様々な活動について、性別にかかわらず活動の役割を担うことができるような意識啓発を図ります。	性別にかかわらず様々な役割を担うことができるよう自治会長会やまちづくり協議会の会議等を利用して啓発していく。	・自治会や地区まちづくり協議会の会議等を利用した意識啓発活動等事業の実施 ・自治会長会を通じて男女共同講演会のポスターを自治公民館に掲示	自治会や地区まちづくり協議会での意識啓発 12地区	12回	12地区	12地区	12地区	A:100%達成できている	特になし	・自治会や地区まちづくり協議会の会議等を利用した意識啓発活動等事業の実施 ・自治会長会を通じて男女共同講演会のポスターを自治公民館に掲示	まちづくり推進課
112	73	地域の様々な活動について、性別にかかわらず活動の役割を担うことができるような意識啓発を図ります。	性別にかかわらず様々な役割を担うことができるよう市民等に啓発していく。	まちづくり推進条例(概要版)を活用し、市民等、地域活動団体、市民活動団体に周知を行う。	周知割合	-	100%	100%	100%	A:100%達成できている	窓口相談に来られる市民等について、条例(概要版)の説明を行い配付した。	継続して協働のまちづくり推進条例(概要版)の周知を行う。協働のまちづくり応援補助金の申請検討団体への配付を行う。庁内関係各課連携団体へ条例(概要版)の周知を行う。	市民活動支援課
113	73	地域の様々な活動について、性別にかかわらず活動の役割を担うことができるような意識啓発を図ります。	地域活動に多様な人が参画できる土壌を作るため、アンコンシャスバイアス解消のための出前講座を実施する	出前講座の実施	実施回数	0回	13回	17回	7回	A:100%達成できている	特になし	「アンコンシャス・バイアスへの気づき」の重要性について、動画素材など用いて出前講座等で引き続き訴えていく。	男女共同参画推進課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度取組	課名	
114	74	地域活動を行う子育て支援団体の活動の場を提供するとともに活動内容を確認し、活動しやすい環境作りに努めます。	市内で子ども食堂を実施している団体に子ども食堂にかかる経費の一部を補助する。	子ども食堂にかかる経費の一部を補助し、子ども食堂を実施する団体の経済的負担の軽減に寄与し、開催しやすい環境作りに努めた。	子ども食堂補助金交付団体数	5団体	4団体	7団体	4団体	B:80%程度達成できている	特になし	子ども食堂を行う団体への支援(飯塚市社会福祉協議会に設立した「飯塚市子どもの居場所づくり推進基金」の周知活動)	こども若者支援課	令和7年度は進捗管理入力
115	75	障がい者に関する正しい理解を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加を促進するための支援の充実と環境の整備を図ります。	障がい者週間において特集記事の掲載及び市庁舎等への横断幕の設置し、障がい者団体等と連携しながら、障がい福祉に関する様々な問題についての講演会等を企画し、広く市民に障がい者への理解が浸透するように働きかけます。	・障がい者に関する正しい理解を深めるための講演会等の実施や周知を行った。 ・福祉のつどい、市報HPによる啓発、講演会等による啓発等を実施した。	実施件数	11回	14回	10回	8回	B:80%程度達成できている	手話言語の国際デーの啓発	年間を通して、障がい者福祉に関するイベント時には、併せて障がい者への正しい理解を推進する企画を盛り込み実施することで、広く市民に障がい者への理解が浸透するように働きかけます。特に12月の障がい者週間では障がい者団体等と連携した啓発をおこないます。	社会・障がい者福祉課	令和7年度は進捗管理入力
116	76	高齢者が気軽に通える教室などを開催し、地域において高齢者が集える場所づくりを促進し、地域住民との交流や地域活動などへの積極的参画を図ります。	介護予防教室やイベントの開催	市内交流センターにおいて、フレイル予防等に必要知識の普及啓発を図るとともに、閉じこもり予防や参加者間の交流等を目的とした教室を開催する。	(フレイル予防教室) ①年間開催数 ②参加人数(実人数)	①141回 ②220人	①151回 ②217人	①160回 ②218人	①168回 ②589人	A:100%達成できている	特になし	フレイル教室と脳元気教室を統合して実施する。教室の実施内容の充実を図り、安定した教室の運営を行っていく。	高齢者支援課	令和7年度は進捗管理入力
117	77	高齢者がこれまで培ってきた知識と経験を活用することができるよう、シルバー人材センターの活動など、高齢者の力を生かす機会と場の充実に努めます。	シルバー人材センターの事業に対し補助金を交付 シルバー人材センター及び関係団体の行う事業について広報等で周知	・高齢者が生きがいを持ち充実した生活を送るため、今までの知識や経験を活かした短期的な就労やボランティア活動に従事できるよう、シルバー人材センターの活動に対し補助金の交付を行い、事業の充実を図る。 ・シルバー人材センターの会員募集及び福岡県生涯現役チャレンジセンターの就労に関する事業について、広報等に掲載し周知を行う。	シルバー人材センター会員数	561人	612人	628人	664人	A:100%達成できている	特になし		高齢者支援課	令和7年度は進捗管理入力
118	78	地域に暮らす外国人との相互理解を深め、外国人も地域の一員として積極的にまちづくりに参画できる環境整備を促進します。	2006年にボランティア団体、大学、関係機構等の構成による協議会を設立し、地域に密着し、市民が主体となった国際化を図るため、国際社会に向けた人づくり・地域づくりを目的としている。協議会の事務局として加盟団体と連携し、目的に沿った事業を行う本協議会に対し補助金を交付している。	①お国料理バザー、スピーチコンテスト、ホームビジット等の事業の実施 ②総会、定例会の開催	各実施回数 参加者数		①12件参加者379人 ②6回出席者61人	①14件参加者400人 ②6回出席者57人	①9件参加者555人 ②6回出席者56人	A:100%達成できている	特になし	①お国料理バザー、スピーチコンテスト、ホームビジット等の事業 8件 ②総会、定例会の開催 6件	国際政策課	令和7年度は進捗管理入力

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度取組	課名	
119	79	各種地域活動の活性化を図るため、活動団体のネットワーク化やスキルアップに向けた情報提供を行うとともに活動基盤の強化などの支援を行います。	各種地域活動の活性化を図るため、活動団体のネットワーク化やスキルアップに向けた情報提供や研修等を実施	各交流センターにて、地域イベントの情報発信などのスキルアップに向けた情報提供や研修等を実施	各交流センターにて情報提供及び研修会 12地区	12地区	12地区	12地区	12地区	A:100%達成できている	特になし	活動団体のネットワーク化に向けた取り組みが不十分であるため、活動団体が顔を合わせて交流する機会をつくる。	まちづくり推進課	令和7年度は進捗管理入力
120	79	各種地域活動の活性化を図るため、活動団体のネットワーク化やスキルアップに向けた情報提供を行うとともに活動基盤の強化などの支援を行います。	・市報6月・9月・11月号への特集記事掲載及び情報誌サンクスの発行 ・国、県の啓発パンフレット、ポスターを男女共同参画推進センター、本庁市民ホール、4支所、地区交流センターで随時情報提供 ・団体の活動の場である男女共同参画推進センターにおいて、有効活用できる備品購入なども行い、活動しやすい環境を整備	①市報掲載 ②市ホームページ掲載(更新) ③情報誌サンクス発行 ④男女共同参画推進センター主催講座開催 ⑤出前講座開催 ⑥サンクスの環境整備	各実施件数	①21件 ②19件 ③1件 ④4件 ⑤0件 ⑥随時実施	①18件 ②28件 ③1件 ④2件 ⑤13件 ⑥随時実施	①1件 ②2件 ③1件 ④9件 ⑤17件 ⑥随時実施	①1件 ②1件 ③1件 ④2件 ⑤7件 ⑥随時実施	A:100%達成できている	イヅカコミュニティセンターの改修工事期間であったため市民交流プラザをサンクスとして使用できるよう機器等の移設を行い、改修工事後は利用に支障が出ないよう速やかに移転作業を行った。	今後も関係課との連携により施設利用料減免等各種支援を継続していくとともに、活動団体への説明会等で情報共有を行う。	男女共同参画推進課	令和7年度は進捗管理入力
121	80	市民、地域活動団体、事業者及び行政の協働による事業の推進を図ります。	男女共同参画を推進するための「サンクスフォーラム」を市民団体と飯塚市の協働で実施する。	サンクスフォーラムの実施	実施回数	1回	1回	1回	1回	A:100%達成できている	特になし	企画立案から実施まで市民団体・個人との定期に会議の場を設け、市民参画により引き続き実施する。	男女共同参画推進課	
122	81	「飯塚市地域防災計画」や各種対応マニュアルの策定等の企画、立案において、女性の参画を促進することで、様々な立場の人のニーズに配慮するよう努めます。	防災会議における女性の参画の促進。	「飯塚市地域防災計画」の一部改正などを諮る防災会議の委員については、委員37名中女性委員が10名となった。	防災会議委員の女性委員数	9人	9人	10人	10人	B:80%程度達成できている	新たな取組はなし (※引き続き、委員の異動に伴う変更依頼の中で、積極的な女性委員の選出依頼を行っている。)	引き続き、防災会議委員の女性委員の選出を関係機関・団体に依頼し、女性委員の参画を促進する。	防災安全課	
123	82	自主防災組織、地域での防災活動への女性の参画を働きかけるとともに、女性消防団員の確保に努めます。	防災活動への女性の参画の促進。	地域防災リーダー研修において、女性枠を設けるとともに、自治会連合会理事会へ外向き積極的な女性受講者の推薦をお願いした。自治会等の防災研修においても女性参画の重要性を説明している。また、女性消防団員募集について市のホームページ等に掲載した。	地域防災リーダー研修女性受講者数	15人	13人	11人	3人	C:60%程度達成できている	新たな取組はなし (※引き続き、地域防災リーダー募集の際に、積極的に女性受講者の推薦を依頼した。)	引き続き、各自治会での女性受講者の積極的な推薦をお願いするとともに、研修等での意識啓発を行い、女性参画の促進を図る。	防災安全課	

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度を取組	課名	
124	83	小・中学校において、発達段階に応じた指導を行い、全教育活動の場で自他の生命の大切さ・尊厳や男女が互いを認めあうところを養います。	各校において、自他の生命の大切さ・尊厳や男女が互いを認めあうところを養うため、道徳教育や保健・体育等の授業の中で計画的に発達段階に応じた指導を実施する。	男女共同参画の視点に立って、道徳科や保健・体育等の授業における学習指導を実施・充実する。	授業実施校数	29校	29校	29校	29校	A:100%達成できている	多様な生き方を学ぶ外部講師の活用などを通じ、子どもたちが自分事として考えられる機会を設定した。	児童・生徒が主体的に議論し、互いの個性を認め合う「対話型ワークショップ」を各校で実施する。あわせて、学校評価の項目に男女共同参画の視点を反映させることで、組織的な指導体制の継続的な質向上を目指す。	学校教育課	
125	84	市の刊行物や各課において作成・配布される印刷物などに、女性の性差別的助長につながるような表現がないか留意するとともに、研修などによる職員の意識啓発を進めます。	市の刊行物に不適切な表現がないよう、各課に配置した男女共同参画推進委員に、各課で作成した刊行物のチェックを指導する。	①男女共同参画推進員による、刊行物のチェックの実施 ②推進員のチェックの結果、判断に迷うものにつき、男女共同参画推進課職員が助言を行う。	①推進員のチェック ②男女課による推進員への研修	①随時 ②随時(動画として掲載)	①随時 ②随時(動画として掲載)	①随時 ②随時(動画として掲載)	①随時 ②随時(動画として掲載)	A:100%達成できている	新規採用職員研修及び庁内掲示板で「男女共同の視点からの表現のガイドライン」について周知し、市の刊行物等を作成する際には男女共同参画の視点を踏まえ作成されているか、表現について確認するよう啓発した。	引きつづき職員研修や庁内掲示板等を通じて周知・啓発を行い、市の刊行物や各課作成の印刷物等の表現について男女共同参画推進員によるチェックを行う。	男女共同参画推進課	
126	84	市の刊行物や各課において作成・配布される印刷物などに、女性の性差別的助長につながるような表現がないか留意するとともに、研修などによる職員の意識啓発を進めます。	飯塚市が毎月発行している広報いづか等、市が発行する発行物において、固定観念で男女の役割分担がされたイラストや用語が使用されていないかチェックを行う。	「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」などを活用し、市報の作成を行った。また、年1度実施している「広報研修(伝える・伝える研修)」において、男女の広報に係る表現方法のポイント説明を2回実施(管理職向け・一般職員向け)した。	チェック回数(年12回発行のため最低12回)及び広報研修での説明回数(2回)の合計	13回	14回	14回	14回	A:100%達成できている	特になし	「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」などを活用し、市報の作成を行う。また、年1度実施している「広報研修(伝える・伝える研修)」において、男女の広報に係る表現方法のポイント説明を実施(一般職員向け)する。	企画政策室 シティブロ ーション 担当	
127	85	「第2次いいづか健幸都市基本計画」に基づき健幸プラザ「いいづか広場」を拠点とした多様な健康事業の展開を図るとともに、市民の自発的な健康づくりのための啓発を行います。	指定管理制度を活用して健幸プラザの管理運営を行い、健康づくりの意識づけを行う。	指定管理者によりトレーニング室利用者の運動指導や年120回の健康運動教室等を行うことで、市民の自主的な健康づくりの意識づけを行った。	健幸プラザトレーニングルームの利用者数	合計: 11,941 人 (男性: 3,237 人、女性: 8,704 人)	合計: 15,556 人 (男性: 3,961 人、女性: 11,595 人)	合計: 15,150 人 (男性: 4,025 人、女性: 11,125 人)	合計: 16,798 人 (男性: 4,893 人、女性: 11,905 人)	A:100%達成できている	特になし	指定管理制度を活用して健幸プラザの管理運営を行い、健康づくりの意識づけを行う。	健幸保健課	令和7年度は進捗管理入力
128	86	健康診査の受診を奨励し、市民の健康管理の促進に努めます。	がん検診を実施することによりがんの早期発見、早期治療につなげる。	子宮頸がん:20歳以上の市民(女性)、乳がん:40歳以上の市民(女性)、胃がん・肺がん・大腸がん:40歳以上の市民(男女)、前立腺がん:50歳以上の市民(男性)を対象としたがん検診を国民健康保険加入者対象の特定健康診査や19歳から39歳までの者を対象とした若年者健診との同時開催を市内各所で実施、飯塚医師会検診検査センターでの施設検診(子宮頸がん・乳がんを除く)の実施、協会けんぽの特定健診と同時に市のがん検診を実施	①がん検診受診者数 ②ナイト検診、レディースデーの開催回数	① 5,433 人(うち 女性 3,650 人) ②2回	① 5,451 人(うち 女性 3,677 人) ②6回	① 5,449 人(うち 女性 3,634 人) ②6回	① 5,363 人(うち 女性 3,523 人) ②7回	B:80%程度達成できている	特になし	託児や夕方以降の実施など、女性が受診しやすい環境づくりを調整し、事業を継続する。	健幸保健課	令和7年度は進捗管理入力

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名
129	87	健康づくりを支援するため、健康教育及び相談体制の充実を図ります。	女性への健康支援として、更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談を行う。	①健康教育 保健師、栄養士、運動指導員等が健康に関する指導及び助言を行うことによって、生活習慣の予防など健康に関する事項について正しい知識の普及を図る。 ②健康相談 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行う。また、各種測定により個別の健康相談を実施する。	①受講者数 ②相談者数	① 9,447人 ② 7,280人	① 12,043人 ② 4,922人	① 11,318人 ② 4,309人	① 9,245人 ② 4,074人	A:100%達成できている	特になし	土日に事業を実施することで、女性が健康教育や健康相談を受けやすい環境づくりを調整し、事業を継続する。	健幸保健課
130	88	「飯塚市健康づくり計画」の推進に努めます。	飯塚市健康づくり計画における事業の進捗管理と評価の実施	計画の進捗管理を行う健康づくり・食育推進協議会の開催	①会議開催数	①1回	①3回	①1回	①1回	A:100%達成できている	特になし	引き続き飯塚市健康づくり計画の進捗管理を実施する。	健幸保健課
131	89	妊娠・出産に関する正しい理解を深め、安心・安全に妊娠、出産できる環境整備に努めます。	安心・安全な出産を目的として、妊婦及び胎児の健康管理を行う。	妊婦健康診査の受診費用の補助を実施した。	受診延人員	10,330人	9741人	9561人	9,407人	A:100%達成できている	特になし	引き続き、妊娠届出時に妊婦健診受診券を配布し受診費用を助成する。	こども家庭課
132	90	性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めます。	女性への健康支援として、更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を行う。	①健康教育 保健師、栄養士、運動指導員等が健康に関する指導及び助言を行うことによって、生活習慣の予防など健康に関する事項について正しい知識の普及を図る。 ②健康相談 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行う。また、各種測定により個別の健康相談を実施する。 ③訪問指導 本人または家族からの健康に関する相談により、家庭での保健指導が適当であると判断される者に対し保健師、栄養士、看護師が訪問指導を実施する。 ④リプロダクティブ・ヘルス・ライツを踏まえた啓発に向けての協議・検討	①健康教育受講者数 ②健康相談相談者数 ③訪問指導者数 ④男女共同参画推進課との協議	① 9,447人 ② 7,280人 ③ 15人 ④ 0回	① 12,043人 ② 4,922人 ③ 15人 ④ 1回	① 11,318人 ② 4,309人 ③ 15人 ④ 1回	① 9,245人 ② 4,074人 ③ 15人 ④ 1回	B:80%程度達成できている	特になし	健康教育や健康相談を通して、更年期など女性特有のこころや体の悩みに関する正しい知識の普及と相談しやすい環境づくりを継続する。また、女性特有のがん検診に使用するクーポン券にリプロダクティブ・ヘルス・ライツに関する内容を盛り込み、周知啓発を行う。	健幸保健課
133	90	性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めます。	福岡県が行う不妊に悩む方への先進医療支援事業について周知を行う。	福岡県が行う不妊に悩む方への先進医療支援事業及び不育症の検査・治療費の助成制度についてホームページに掲載し周知を行った。	掲載回数	1回	1回	1回	1回	A:100%達成できている	特になし	不妊に悩む方の目に留まるよう引き続き周知を行う。	こども家庭課

令和7年度は進捗管理入力

令和7年度は進捗管理入力

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名
134	90	性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めます。	女性の健康とリプロダクティブ・ヘルス・ライツの考え方に関する啓発を行う。	①ヨガ教室、体操教室等の女性の健康支援講座の実施 ②更年期、PMS、性の健康等についての啓発	①実施回数 ②実施回数	①0回 ②2回	①0回 ②1回	①1回 ②2回	①0回 ②0回	E:全く達成できていない	特になし	リプロダクティブ・ヘルス・ライツの考えについて普及・啓発を図れるよう講座等を継続して実施する。	男女共同参画推進課
135	91	妊娠・更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を実施します。	女性への健康支援として、更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談・訪問指導を行う。	①健康教室 病態別健康教育(肥満・高血圧等) 一般健康教育(生活習慣病予防) ②健康相談 総合健康相談 ③訪問指導 家庭での訪問指導	①健康教育受講者数 ②健康相談相談数 ③訪問指導者数	① 9,447人 ② 7,280人 ③15人(指標及び実績の数値は男女を含む)	① 12,043人 ② 4,922人 ③15人(指標及び実績の数値は男女を含む)	① 11,318人 ② 4,309人 ③15人(指標及び実績の数値は男女を含む)	① 9,245人 ② 4,074人 ③15人(指標及び実績の数値は男女を含む)	B:80%程度達成できている	特になし	夕方以降や土日に事業を実施することで、女性が健康教育や健康相談を受けやすい環境づくりを調整し、事業を継続する。	健康保健課
136	91	妊娠・更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を実施します。	妊娠・更年期等について相談できる健康相談や訪問指導について周知	親子手帳の交付やホームページ等で周知を行い、健康相談や訪問指導を実施した。	①妊婦保健指導実人員 ②妊婦訪問実人員	①900人 ②83人	①792人 ②71人	①779人 ②100人	①733人 ②73人	B:80%程度達成できている	特になし	親子手帳の交付やホームページ等で事業の周知を図り、女性特有の悩みについて安心して相談できるようにする。	こども家庭課
137	92	乳がん、子宮がんなど女性特有のがん検診や骨粗しょう症検診の充実を図るとともに、受診を奨励し市民の健康管理の促進に努めます。	子宮頸がん・乳がん検診の早期発見・早期治療を目的とし、検診を実施。 また、がん検診の受診率を向上させる取組みとして、集団検診(がん検診・特定健診・若年者健診)で託児が出来るレディースデーや、夕方以降に検診を実施するナイト検診を引き続き実施する。	①受診勧奨 無料クーポン(子宮頸がん対象:年度内21歳、乳がん検診対象:年度内41歳)を郵送し、受診勧奨を実施する。 ②ナイト検診、レディースデーを開催する。 就労されている方や、同性同士での受診を希望されている方々が、がん検診が受診しやすい環境を整備し、ナイト検診・レディースデーでの検診を実施。	①受診勧奨回数 ②ナイト検診、レディースデーの開催回数	① 2回 ② 4回	① 2回 ② 6回	① 2回 ② 6回	① 2回 ② 7回	A:100%達成できている	特になし	今後も、ナイト検診やレディースデーを積極的に実施し、女性を受診しやすい環境づくりに努める。また、受診率向上のため、子宮頸がん・乳がん検診と同時に骨粗しょう症検診の実施を検討する。	健康保健課
138	93	望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の普及・啓発を図ります。	各校において、望まない妊娠や性感染症予防など、男女ともに自分や相手を大切にすることの意識の醸成や正しい知識の普及・啓発を図るため、発達段階に応じた指導を実施する。	保健安全計画に則り、道徳教育や保健・体育等の授業の中で、発達段階に応じた指導を計画的に実施する。	授業実施校数	29校	29校	29校	29校	A:100%達成できている	特になし	今後も男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、発達段階に応じた教育を行うよう周知していく。	学校教育課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度を取組	課名
139	93	望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の普及・啓発を図ります。	予防啓発 性感染症の予防	予防啓発 保健所より予防啓発ポスターや小冊子等の提供を受け、ポスターの掲示、小冊子の窓口設置をすることで、周知・啓発を実施	実施回数	-	1回	1回	1回	B:80%程度達成できている	特になし	今後も保健所等関係機関からの依頼により、窓口にて啓発資料の掲示・配架を行う。	健康保健課
140	93	望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の普及・啓発を図ります。	国、県、保健所からの性感染症に関するポスターの掲示や窓口でのチラシ設置を行う。	チラシの窓口設置、ポスター掲示依頼があったものについて、すべて設置、掲示を行った。	掲示回数	随時	随時	随時	随時	B:80%程度達成できている	特になし	引き続き特定妊婦(若年者や支援が必要な妊婦)における親子手帳交付時やその後の支援のなかで、面談等を通じた知識の普及・啓発を行う。	こども家庭課
141	94	発達段階に応じた性教育と、売買春及び女性に対する暴力は女性の権利侵害であることを浸透させる教育を実施します。	各学校において、女性に対する暴力などは、人権侵害であるという正しい知識の普及、啓発を図るため、道徳教育や保健・体育等の授業の中で計画的に発達段階に応じた指導を実施する。	男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、発達段階に応じた教育を行う。	授業実施校数	29校	29校	29校	29校	A:100%達成できている	特になし	今後も全教職員に対して、男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、自他の生命を大切に、互いに尊重できる教育を発達段階に応じ行うよう周知していく。	学校教育課
142	95	自らが適切な判断を行えるような広報、啓発及び情報収集・提供を行います。	公共施設等での情報提供を行う。	男女共同参画推進センター、本庁等の公共施設でパンフレット等を配架	実施箇所	18か所	18か所	18か所	18か所	A:100%達成できている	特になし	幅広い年齢層に、それぞれに応じた情報提供方法の検討を行っていく。	男女共同参画推進課
143	95	自らが適切な判断を行えるような広報、啓発及び情報収集・提供を行います。	関係課との情報共有・情報収集・提供	リプロダクティブ・ヘルス・ライツを踏まえた啓発に向けての協議・検討	男女共同参画推進課との協議	-	1回	1回	1回	A:100%達成できている	特になし	女性特有のがん検診に使用するクーポン券にリプロダクティブ・ヘルス・ライツに関する内容を盛り込み、周知啓発を行う。	健康保健課
144	95	自らが適切な判断を行えるような広報、啓発及び情報収集・提供を行います。	国、県、保健所からの性感染症に関するポスターの掲示や窓口でのチラシ設置を行う。	チラシの窓口設置、ポスター掲示依頼があったものについて、すべて設置、掲示を行った。	掲示回数	随時	随時	随時	随時	A:100%達成できている	特になし	ホームページにて掲載依頼があった際には掲載を行う。	こども家庭課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名
145	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	広報誌等による啓発を行う。	①市報掲載 ②成人式時の配布冊子に「デートDV」の啓発記事掲載	実施回数	①1回 ②1回	①1回 ②1回	①1回 ②1回	①1回 ②1回	A:100%達成できている	特になし	「暴力は許さない」という徹底した姿勢を発信し、様々な機会を通して相談窓口についても啓発していく。	男女共同参画推進課
146	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	厚生労働省・福岡県等が作成した児童虐待防止に関するポスターの掲示、チラシの配布を実施し、暴力を許さない意識啓発を推進する。	厚生労働省・福岡県等が作成した児童虐待防止に関するポスターの掲示を実施。また、市独自に子どもの虐待防止ポスター及びカードを作成し、市内小中学校へ配布した。 11月の虐待防止月間にあわせて、子どもの虐待防止及び子どもの権利条約チラシを作成し、全戸配布した。	①掲示回数 ②小中学校へのカード配布枚数 ③チラシ配布枚数	随時 ② 10,119枚 小中学校配布 ③ 44,114枚 全戸配布	①随時 ② 21,420枚 リーフレット小中学校配布 ③ 4,163枚(関係機関)+ 4,108枚(隣組回覧)	①随時 ② 1,044枚 (ポスター・リーフレット小中学校配布) ③ 2,558枚(関係機関)	①随時 ②696枚 (ポスター・リーフレット小中学校配布) ③ 3	A:100%達成できている	特になし	引き続き、虐待防止ポスター等を配布し、暴力を許さない意識啓発を推進する。またSNSを活用して、啓発活動を行う必要がある。さらに今年度は市内の小・中学生全員に、虐待防止啓発のための定規を配布し、意識の向上に努める。	こども家庭課
147	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施することで、暴力を許さない意識啓発の推進に努める。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施した。ホームページにおいて虐待防止センター等の周知を行った。	①支援件数 ②周知件数	①72件 ②1回	①115件 ②1回	①49件 ②1回	①127件 ②1回	A:100%達成できている	特になし	多数の相談があつている中で、支援件数も増加している。引き続き、相談窓口の周知を含め虐待防止のための支援や啓発を行う。	社会・障がい福祉課
148	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	啓発コーナーや子どもの人権問題等をテーマにしたパネルの掲示を行い、啓発活動の取組を行います。	①パネル掲示回数 ②市報掲載回数	各実施回数	①4回 ②1回	①6回 ②1回	①3回 ②1回	①10回 ②1回	A:100%達成できている	特になし	年3回子どもの人権問題等をテーマにしたパネルの掲示を行い、市報掲載についてもいじめ等の問題を取り上げる。	人権・同和政策課
149	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	虐待等に係る相談・通報に基づき、速やかな事実確認、対処方法の検討を行い対応する。	虐待疑いのある世帯に関わっている、関係者を交えたケース会議を開催し、状況の確認、及び対応策(分離・見守り・養護者への助言等)の検討を行い、虐待状態の解消が確認されるまで、支援を行う。	虐待(疑い含む)通報件数	26件	42件	31件	26件	A:100%達成できている	特になし	不適切な介護の状況が、高齢者虐待に発展しないよう、相談・通報に基づき早期支援を行う。	高齢者支援課
150	97	被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携強化を図ります。	・DV被害者支援のための自治体間連携の強化を行う。 ・飯塚市DV対策庁内連携会議により庁内間の情報・意識共有を図る。	①DV被害者支援の管内市町業務連携会議への出席 ②飯塚市DV対策庁内連携会議の開催	①会議出席回数 ②会議開催回数	①1回 ②2回	①1回 ②1回	①1回 ②1回	①1回 ②1回	A:100%達成できている	DV対策庁内連携会議において飯塚市での相談件数等の情報共有や、令和8年4月における民法改正での共同親権について情報提供を行うとともに、対応Q&Aを学ぶ場を設けた。	庁内連携会議の実施や、庁外の関係機関等とも連携及び情報共有を密に行い、被害者支援を継続して実施する。	男女共同参画推進課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度を取組	課名
151	97	被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携強化を図ります。	飯塚市要保護児童対策地域協議会の会議にて、児童相談所や警察などの関係機関と要保護児童等の情報共有を行い連携強化を図る。	飯塚市要保護児童連絡協議会の会議を実施し、関係機関と要保護児童等の情報共有を行い連携強化を図った。また、より多くの関係機関と連携強化を行うため、会議を構成する関係機関を拡大した。	①会議回数 ②代表者選出関係機関数	①65回 ②26機関	①55回 ②26機関	①57回 ③27機関	①62回 ③27機関	A:100%達成できている	特になし	実務者会議を定期的で開催し、延べ700世帯の情報を共有して支援や対応に活かした。啓発活動の一環として街頭啓発活動や講演会を行い、講演会は昨年度を大きく上回る参加があった。	こども家庭課
152	97	被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携強化を図ります。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施することを通じて、関係機関の連携強化を図る。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施した。各関係機関との情報共有やコアメンバー会議を実施し、連携強化を図った。	支援件数	72件	115件	49件	127件	A:100%達成できている	特になし	多数の相談があつている中で、支援件数も増加している。引き続き、相談窓口の周知を含め虐待防止のための支援や啓発を行う。	社会・障がい者福祉課
153	97	被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携強化を図ります。	①多職種連携研修会の開催 ②警察より提出される、高齢者虐待事案通報票に基づき、支援を行う	①多職種が参加する研修会を開催し、在宅医療・介護連携の推進、困難事例の紹介など、情報共有を行う事で、高齢者が在宅で生活するための支援体制の充実を図る。 ②通報票をもとに、高齢者及び支援者等と連絡をとり、状況の確認及び必要な支援を行った。また、対応結果については、警察と情報共有を行う。	①参加者数 ②通報票受付件数	①561人 ②11件	①281人 ②28件	①158人 ②15件	①151人 ②18件	A:100%達成できている	特になし	高齢者部門のみで対応できない、複雑化・複合化した課題に対応するため、市関係課、委託団体及び各支援関係団体と連携しながら必要な支援を届けていく。	高齢者支援課
154	98	DV防止法、ストーカー規制法、各種(児童、高齢者、障がい者)虐待防止等について学習の機会の提供や啓発、周知に努めます。	広報誌等による啓発を行う。	①市報掲載 ②成人式時の配布冊子に「デートDV」の啓発記事掲載	①市報掲載回数 ②記事掲載回数	①1回 ②1回	①1回 ②1回	①1回 ②1回	①1回 ②1回	A:100%達成できている	特になし	DVに対する正しい情報発信を行い、関係課と連携しながら正確で効果的な周知啓発を継続して実施する。	男女共同参画推進課
155	98	DV防止法、ストーカー規制法、各種(児童、高齢者、障がい者)虐待防止等について学習の機会の提供や啓発、周知に努めます。	学校、保育施設、自治会、民生委員児童委員など対象者を広く研修を行う。	市内小中学校及び自治会長会に参加し、虐待防止等について啓発を行った。また、学校及び保育所の教職員向けの研修会を実施した。	①研修会実施回数 ②研修参加人数	①4回 ②279人	①8回 ②284人	①6回 ②343人	①7回 ②377人	A:100%達成できている	主任児童委員向けの研修会を新たに実施した。	今年度も引き続き、幅広い機関に対する研修会を立案し、実施する。	こども家庭課
156	98	DV防止法、ストーカー規制法、各種(児童、高齢者、障がい者)虐待防止等について学習の機会の提供や啓発、周知に努めます。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施する。障がい者福祉サービス事業者向けの虐待防止研修を実施し、学習機会の提供・啓発に努めている。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施した。障がい者福祉サービス事業者向けの虐待防止研修を実施し、学習機会の提供・啓発に努めた。	①支援件数 ②研修回数	①72件 ②3件	①115件 ②8件	①49件 ②9件	①127件 ②10件	A:100%達成できている	特になし	多数の相談があつている中で支援件数も増加している。事業所への研修については年10件前後をベースとして、引き続き、虐待防止のための支援や啓発を行う。	社会・障がい者福祉課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度を取組	課名
157	98	DV防止法、ストーカー規制法、各種(児童、高齢者、障がい者)虐待防止等について学習の機会の提供や啓発、周知に努めます。	①市報(地域包括支援センターだより)に高齢者虐待の防止について掲載 ②認知症ケアパスの配布	①市報に「知って防ごう高齢者虐待」について掲載し、高齢者の権利擁護に関する周知・啓発に努める。 ②幻視・妄想、物忘れ、感情のコントロールが効かなくなる等、認知症の症状悪化が高齢者虐待の原因になることもあることから、適切な支援が受けられるよう、相談窓口、医療機関等を掲載している認知症ケアパスを配布する。	①掲載回数 ②ケアパス配布部数	①1回 ②2,432冊	①1回 ②2,830冊	①1回 ②3,369冊	①1回 ②2,491冊	B:80%程度達成できている	①市報(R8.2)に、高齢者虐待に関する記事を掲載し、高齢者虐待の防止とあわせて、発見した場合の早期通報の呼びかけを行った。 ②新しい認知症観(認知症になっても希望を持って自分らしく暮らせる姿)を反映した啓発内容をケアパスに掲載し、普及を図った。	①高齢者虐待についての知識を持っていただくため、今後も継続して啓発・周知を行う。 ②第10期高齢者保健福祉計画に併せ「飯塚市認知症施策推進計画(仮称)」を策定するため、これに基づいた認知症ケアパスの全面的な内容見直しと更新する。	高齢者支援課
158	99	男女ともに自分の性を大切に、また、相手を尊重するように、学校においても、発達段階に応じてデートDVやストーカー行為について学習する機会を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう、啓発に努めます。	各校において、自他の人権を守る行動選択ができるよう道徳科授業や保健・体育等の授業の中で計画的に発達段階に応じた指導を実施する。	保健安全計画に則り、計画的に実施するとともに、多様な学習教材を活用した教育を行う。	授業実施校数	29校	29校	29校	29校	A:100%達成できている	身近な人間関係で起こり得るトラブルを想定したロールプレイング(役割演技)を取り入れた。また、相談窓口の周知を強化した。	外部専門家や民間団体と連携し、より専門性の高い最新の事例に基づいた出前講座を全校で展開し、指導の質の底上げを図る。あわせて、SNS上のトラブルから発展するケースへの対策を強化し、デジタル時代に対応した対人関係スキルの育成に重点を置く。	学校教育課
159	100	DVの危険性を深く浸透させるとともに、正しい知識の普及などDV防止に関する啓発の強化に努めます。	あらゆる媒体・機会を活用し、幅広く広報・啓発活動を行う。	①市報掲載 ②市ホームページ掲載(更新) ③情報誌サンクス発行 ④男女共同参画推進センター主催講座開催 ⑤出前講座開催	各実施件数	①21件 ②19件 ③1件 ④4件 ⑤0件	①18件 ②28件 ③1件 ④1件 ⑤13件	①1件 ②4件 ③1件 ④1件 ⑤17件	①1件 ②3件 ③1件 ④0件 ⑤7件	B:80%程度達成できている	特になし	DVに対する正しい情報発信を行い、関係課と連携しながら正確で効果的な周知啓発を継続して実施する。	男女共同参画推進課
160	101	被害者が安心して相談することができる体制の充実と対応する職員の資質向上を図ります。	女性のための相談事業の実施及び対応する職員の資質向上のための研修受講等を行う。	①法律相談 ②一般相談 ③就業支援相談 ④職場の悩み相談 ⑤職員研修受講	各相談実施回数(①~④相談件数、⑤受講者数)	①22回 ②46回 ③12回 ④11回 ⑤5回(3名)	①59回 ②36回 ③12回 ④12回 ⑤3回(2名)	①24回(54件) ②47回(45件) ③12回(0件) ④12回(0件) ⑤2回(2名)	①24回(72件) ②47回(45件) ③12回(0件) ④12回(0件) ⑤2回(2名)	A:100%達成できている	特になし	HPやチラシなど各種媒体により相談窓口の周知を行い、関係機関との連携及び研修会への職員参加を継続して実施する。	男女共同参画推進課
161	102	被害者の早期発見、迅速な保護及び被害者の情報保護など安全な生活の確保に向けた体制の整備に努めます。	相談事業の広報を行い、庁内・庁外の情報・意識共有を図る。	①DV被害者支援の管内市町業務連携会議への出席 ②飯塚市DV対策庁内連携会議の開催 ①法律相談 ②一般相談 ③就業支援相談 ④職場の悩み相談 ⑤職員研修受講	実施回数 各相談実施回数(①~④相談件数、⑤受講者数)	①1回 ②2回 ①22回 ②46回 ③12回 ④11回 ⑤5回(3名)	①1回 ②1回 ①59回 ②36回 ③12回 ④12回 ⑤3回(2名)	①1回 ②1回 ①24回(54件) ②47回(45件) ③12回(0件) ④12回(0件) ⑤2回(2名)	①1回 ②1回 ①24回(72件) ②47回(45件) ③12回(0件) ④12回(0件) ⑤2回(2名)	A:100%達成できている	DV対策庁内連携会議において飯塚市における相談件数の情報共有を行った。	庁内関係部署及び関係機関等と連携を密にし、情報共有や会議などを通じて円滑なつながりを構築し、被害者への支援を継続して実施する。	男女共同参画推進課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度を取組	課名
162	102	被害者の早期発見、迅速な保護及び被害者の情報保護など安全な生活の確保に向けた体制の整備に努めます。	子ども家庭総合支援拠点を設置し、被害者の早期発見、迅速な保護及び被害者の情報保護等、迅速な対応が行えるように体制整備を行う。	令和4年度より、心理担当支援員、弁護士、医師を配置し、より専門的な知見からの助言をいただけるように体制を強化した。	会議回数	50回	50回	45回	47回	A:100%達成できている	特になし	引き続き、心理士、弁護士、医師、スーパーバイザーから意見を聞きながら、サポートプランの作成、被害者の早期発見、迅速な保護及び被害者の情報の保護に努める。	こども家庭課
163	103	被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。	避難先として入居可能な市営住宅の確保	避難先として一時入居可能な市営住宅を確保するとともに、公募時において単身での申込み及び市営住宅等から市営住宅への住み替えを認める等、住宅を確保しやすいように努めている。	①相談件数 ②入居件数	①6件 ②2件	①0件 ②0件	①5件 ②0件	①4件 ②0件	A:100%達成できている	特になし	被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。 (前年同様)	住宅課
164	103	被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。	経済的支援・生活支援・就業支援など各分野における支援を行う。	ひとり親家庭等を対象とした経済的支援のための自立支援給付金の支給、生活支援のための日常生活支援事業、就業支援のためのハローワークと連携した自立支援プログラム策定事業を行った。	申請件数 ①自立支援給付金 ②日常生活支援 ③自立支援プログラム	①32件 ②11件 ③1件 計44件	①29件 ②15件 ③0件 計44件	①24件 ②13件 ③10件 計47件	①30件 ②16件 ③12件 計58件	B:80%程度達成できている	特になし	引き続き、ひとり親家庭からの相談対応時やホームページ・市報などにおいて周知を行う。	こども家庭課
165	103	被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。	生活に困窮された方に、生活保護及び生活困窮者自立相談支援事業を実施します。	保護申請があった場合は、課内会議及び関係機関と連携し、必要な支援を行った。また、生活自立支援相談室に相談があった場合は、関係機関と個別協議を行うなど相談者に寄り添った相談支援を行った。	各相談件数	①生活保護面接相談589件 ②生活自立支援相談室286件	①生活保護面接相談653件 ②生活自立支援相談室234件	①生活保護面接相談757件 ②生活自立支援相談室230件	①生活保護面接相談724件 ②生活自立支援相談室262件	A:100%達成できている	生活困窮者自立相談支援事業では、ひきこもり相談会を3回(7.10.1月)実施し、市報やチラシを用いて広く周知を行った。	庁内各課や関係機関との連携を強化し、重層的支援事業等と連携しながら、相談者が生活保護や生活困窮者支援についてより一層相談しやすい環境作りに取り組む。	生活支援課
166	103	被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。	DV対策庁内連携会議において、必要な支援を協議のうえ実施する。	被害者との面談時に困っていることなどを聞き取り、必要に応じてDV対策庁内連携会議にて協議のうえ実施する。	支援(連携)件数	35件	32件	42件	32件	A:100%達成できている	特になし	庁内関係部署及び関係機関等と連携を密にし、情報共有や会議などを通じて円滑なつながりを構築し、被害者への支援を継続して実施する。	男女共同参画推進課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名	
167	104	ストーカー行為・セクシュアル・ハラスメントなど配偶者等、異性間の暴力防止に向けた啓発活動の推進に努めます。	性暴力被害者の相談窓口の情報提供を行う。	①市報掲載 ②市ホームページ掲載(更新) ③情報誌サンクス発行	各実施件数	①1件 ②2件 ③1件	①1件 ②1件 ③1件	①1件 ②3件 ③1件	①1件 ②1件 ③1件	A:100%達成できている	特になし	関係課と連携しながら性暴力被害者の早期発見と性暴力抑止ができるよう、周知啓発を継続して実施する。	男女共同参画推進課	
168	105	企業や団体へのハラスメントなどの防止対策や相談体制づくりへの働きかけに努めます。	ハラスメントに対する防止策や相談会があることに対する周知と、労働相談会が福岡県で実施されていることの周知。	今年度もハラスメント等の相談・解決を目的とした県主催の「職場のハラスメント集中相談会」や平日に相談が困難な方に対する「日曜労働相談会」において共催を行うとともに市報やHP等において掲載することで、防止対策の推進に努めた。無料労働相談のチラシ配架、ポスター掲示を実施した。	周知(市報・HP含むSNS・チラシの配架)	市報、HP(SNS)及びチラシ配架	市報、HP(SNS)及びチラシ配架	市報、HP及びチラシ配架	市報、HP及びチラシ配架	A:100%達成できている	特になし	今年度もハラスメント等の相談・解決を目的とした県主催の「職場のハラスメント集中相談会」や平日に相談が困難な方に対する「日曜労働相談会」において共催を行うとともに市報やHP等において掲載することで、防止対策の推進に努めた。無料労働相談のチラシ配架、ポスター掲示を実施する。	商工観光課 ※市独自の取組はなく、国、県の事業等の周知のみ	
169	106	市職員へのハラスメントなどの防止対策や相談体制の充実及び意識啓発と研修会への参加促進に努めます。	市職員へのハラスメントなどの防止対策や相談体制の充実及び意識啓発の実施	ガイドラインや要綱を周知するとともに、相談体制の周知を行った。また、啓発の一環として職員を対象とした研修を実施した。	①ガイドライン要綱の周知 ②相談体制の周知 ③研修実施	①1回 ②1回 ③1回	①1回 ②1回 ③0回	①2回 ②2回 ③1回	①2回 ②2回 ③1回	A:100%達成できている	カスタマーハラスメントを含む不当要求行為等に対する飯塚市不当要求行為等対策条例を施行し、対応マニュアルを作成し運用を開始した。	カスタマーハラスメントを含む不当要求行為等に対する対応マニュアルの周知及び運用を実施する。	人事課	
170	107	性暴力防止及び性暴力被害者の相談機関の広報・啓発を行います。	性暴力被害者の相談窓口の情報提供を行う。	①市報掲載 ②市ホームページ掲載(更新) ③情報誌サンクス発行	実施件数	①1件 ②2件 ③1件	①1件 ②1件 ③1件	①1件 ②3件 ③1件	①1件 ②1件 ③1件	A:100%達成できている	特になし	関係課と連携しながら性暴力被害者の早期発見と性暴力抑止ができるよう、周知啓発を継続して実施する。	男女共同参画推進課	
171	108	発達段階に応じた「生命(いのち)を大切にしよう」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を行います。	各校において、自他の生命の大切さ・尊厳や性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、道徳や保健・体育等の授業の中で計画的に指導する。	男女共同参画の視点に立って、道徳科や保健・体育等の授業における学習指導を実施・充実する。	授業実施校数	29校	29校	29校	29校	A:100%達成できている	特になし	男女共同参画の視点に立って、道徳科や保健・体育等の授業における学習指導を実施・充実する。	学校教育課	
172	109	ひとり親家庭の多様な問題に対応するため、家庭児童相談員や母子父子自立支援員による相談事業の充実を図るとともに、各種助成制度や自立支援メニュー等の情報提供を行います。	家庭児童相談員や母子父子自立支援員を配置し、各種助成制度や自立支援メニュー等の情報提供を行う。	母子父子の相談を受け、各種助成制度や自立支援メニュー等の情報提供や申請受付等を行った。	相談件数	491件	758件	455件	422件	B:80%程度達成できている	特になし	引き続き、ひとり親家庭の多様な問題に対応するため、家庭児童相談員や母子父子自立支援員による相談事業を実施する。	こども家庭課	令和7年度は進捗管理入力
173	110	児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭等医療費支給事業、児童クラブ利用料の減免により、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。	母子・父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進するために手当を支給する。	父母の離婚・死亡などによって、父(母)と生計を同じくしていない児童について、母子・父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進するために手当の支給を行った。						A:100%達成できている	特になし	引き続き、母子・父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進するために手当を支給する。	こども若者支援課	令和7年度は進捗管理入力

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度取組	課名	
174	110	児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭等医療費支給事業、児童クラブ利用料の減免により、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。	ひとり親家庭等医療費支給事業の周知、促進	ひとり親家庭等医療費支給制度について、市ホームページや子育てガイドブック等で周知している。また、新規の相談、更新手続き等児童扶養手当(こども家庭課)と連携して行っている。	広報誌等掲載回数	3回	3回	3回	3回	A:100%達成できている	特になし	R7年度と同様	医療保険課	令和7年度は進捗管理入力
175	110	児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭等医療費支給事業、児童クラブ利用料の減免により、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。	ひとり親家庭に対し、児童クラブ利用料の半額減免を実施する。	児童クラブ入所申請時、ひとり親家庭に該当する場合は半額減免を案内する。	減免申請件数(ひとり親家庭)	367	373	389	370	A:100%達成できている	児童クラブ各種手続きについて電子申請を導入し、ひとり親減免申請も可能とした。	児童クラブ入所申請時、今後減免対象となった場合は、利用料の減免申請が必要であり、申請した翌月から減免となる旨の案内を徹底。	学校教育課	令和7年度は進捗管理入力
176	111	生活上の問題で児童の養育が十分でない時に母子家庭が安心して生活できるように母子生活支援施設へ入所させ、自立促進のための生活支援を実施します。	保護者から申し込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護する。	保護者及び児童を母子生活支援施設において保護し、母子自立支援員等が自立促進のため生活全般において助言指導を行い、母子が自立して安全に生活できるよう努めた。	母子生活支援施設に措置した世帯	2世帯	2世帯	2世帯	1世帯	A:100%達成できている	特になし	引き続き、相談を受け付け、保護者及び児童を母子生活支援施設において保護する。	こども家庭課	令和7年度は進捗管理入力
177	112	住宅に困窮する母子家庭に対し市営住宅入居の支援を行います。	ひとり親家庭向けの入居可能な住宅の確保	ひとり親向け住宅と一般住宅の両方への同時申込を認め、住宅を確保しやすいように努めている。	①ひとり親向け住宅の入居/募集 ②ひとり親の一般住宅入居件数	①1/3 ②10件	①0/2 ②14件	①1/2 ②16件	①1/2 ②14件	A:100%達成できている	特になし	住宅に困窮するひとり親家庭に対し市営住宅入居の支援を行います。	住宅課	令和7年度は進捗管理入力
178	113	ひとり親家庭に対し、一時的に家事や育児を行うことが難しくなった場合に、支援員が日常生活支援を行います。	母子家庭、父子家庭及び寡婦が、一時的に生活援助が必要な場合又は日常生活を営むに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣する。	母子家庭、父子家庭及び寡婦が、一時的に生活援助が必要な場合又は日常生活を営むに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣した。	①利用者数 ②利用時間数	①11件 ②251時間	①15件 ②316時間	①13件 ②478時間	①16件 ②632時間	B:80%程度達成できている	特になし	引き続き、広報活動(事業案内チラシ配布・HP等)やひとり親家庭から相談があった際に事業の紹介を行う。	こども家庭課	令和7年度は進捗管理入力
179	114	母子家庭の母、または父子家庭の父が、就労に有利な特定の資格を取得するため養成機関で修業する場合や就労を目的とした教育訓練講座を受講する場合に、給付金を支給し就業を支援します。	母子家庭の母及び父子家庭の父を対象に職業能力開発のための講座を受講したときや就業に結びつきやすい資格を取得するために、養成機関の受講期間中に給付金を支給する。	資格を取得するための養成機関の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給した。	申請件数	32件	29件	24件	30件	B:80%程度達成できている	特になし	引き続き、母子・父子家庭の親から就職や資格取得に関する相談があった場合は、積極的に事業の活用を促していく。	こども家庭課	令和7年度は進捗管理入力

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名	
180	115	経済的な理由により、小・中学校に通う子どもの就学援助を希望する保護者に対し、学用品や給食などの経費の一部援助を行います	飯塚市内に住所を有し、飯塚市、国若しくは都道府県が設置する小中学校に在籍する児童生徒のうち、経済的理由によって学用品費等の支払いが困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。	経済的に就学が困難な児童生徒及びその保護者の不安を解消し、児童生徒が円滑に義務教育を受けられるようにする。	最終実人数	2,633人	2,667人	3,031人	2,949人	A:100%達成できている	特になし	経済的な理由により、小・中学校に通う子どもの就学援助を希望する保護者に対し、学用品や給食などの経費の一部援助を行います	教育総務課	令和7年度は進捗管理入力
181	116	生活上の様々な困難を解消すべく、行政や民間団体が連携し、福祉等の諸施策について情報の提供や総合的な支援を行います。	庁内関係課や関係各機関と連携し困難な問題を抱える人への支援を行う。	①DV被害者支援の管内市町業務連携会議への出席 ②飯塚市DV対策庁内連携会議の開催 ①法律相談 ②一般相談 ③就業支援相談 ④職場の悩み相談 ⑤職員研修受講	実施回数 各相談実施回数(①~④相談件数、⑤受講者数)	①1回 ②2回 ①22回 ②46回 ③12回 ④11回 ⑤5回(3名)	①1回 ②1回 ①59回 ②36回 ③12回 ④12回 ⑤3回(2名)	①1回 ②1回 ①24回(54件) ②47回(45件) ③12回(0件) ④12回(0件) ⑤2回(2名)	①1回 ②1回 ①24回(72件) ②47回(45件) ③12回(0件) ④12回(0件) ⑤2回(2名)	A:100%達成できている	令和8年4月から施行される共同親権について、サンクス相談の相談員の研修をはじめ、DV対策庁内連携会議において情報提供を行うとともに、特に子どもの支援に関係する職員に対し情報共有を行った。	今後も継続して相談員や関係職員との会議や情報共有を行い、相談支援を実施する。	男女共同参画推進課	令和7年度は進捗管理入力
182	117	障がいのある児童を持つ親の悩みを受け止めるため、心理、教育等各分野における指導、助言を行うための相談事業を行います。	スクールカウンセラーによる教育相談及び児童の発達に関する巡回相談・支援事業により、発達に関する保護者の悩みに応じ、児童の困り感の解消・改善に努めています。また、就学相談会の実施により、支援が必要な子どもたちの困り感や支援の方法を小学校に引継ぎ、安心した学校生活に繋げています。	・スクールカウンセラーによる教育相談の実施 ・児童の発達に関する巡回相談・支援事業の実施 ・就学相談の学校への確実な引継ぎ	就学指導委員会 の答申結果と保護者の就学先の選択結果の一致率	98.3%	99.3%	100%	98.9%	B:80%程度達成できている	特になし	スクールカウンセラーによる教育相談、児童の発達に関する巡回相談・支援事業、就学相談会などの充実と円滑な実施	学校教育課	令和7年度は進捗管理入力
183	118	高い専門性が必要な場合や、複雑困難な事案などについても、ワンストップによる窓口対応を含めた、障がい者の相談支援体制の充実を図ります。	地域の相談支援の拠点として、「障がい者基幹相談支援センター」において、総合的な相談支援業務及び関係機関とのネットワーク構築を行う。また、基幹相談支援センターの運営について事務局会議、相談支援部会を開催し協議を行う。	地域の相談支援の拠点として、「障がい者基幹相談支援センター」において、総合的な相談支援業務及び関係機関とのネットワーク構築を行った。また、基幹相談支援センターの運営について月1回運営事務局会議、年6回相談支援部会を開催し協議を行った。	支援件数	16,621件	16,805件	17,504件	16,481件	A:100%達成できている	特になし	「障がい者基幹相談支援センター」の周知により、相談件数及び支援件数は増加傾向にある。引き続き、関係機関とのネットワークを強化し、相談支援体制の充実を図っていく。	社会・障がい者福祉課	令和7年度は進捗管理入力
184	119	利用者に優しいバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立った整備・改善を促進します。	福祉サービスを通して、障がいや特性を考慮した利用者に優しい環境の整備を進めていく。	福祉サービスの助成制度による支援をおこない促進を図った。	支援件数	2件	2件	1件	3件	B:80%程度達成できている	特になし	福祉サービスの助成制度による支援をおこない、利用者への周知を強化していく。	社会・障がい者福祉課	令和7年度は進捗管理入力

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度を取組	課名
185	120	高齢者や障がい者に必要な市営住宅の入居の支援を行い、入居者のニーズに応じ、住宅の模様替え申請を認めます。	高齢者向け及び障がい者向けの入居可能な住宅の確保	高齢者向け又は障がい者向けと一般住宅の両方への同時申込を認め、住宅を確保しやすいように努めている。	①老人向け住宅の入居/募集 ②高齢者の一般住宅入居件数 ③障がい者向け住宅の入居/募集 ④障がい者の一般住宅入居件数	①5/6 ②29件 ③0/1 ④2件	①0/2 ②19件 ③1/2 ④5件	①1/2 ②17件 ③1/1 ④2件	①1/1 ②27件 ③0/1 ④4件	A:100%達成できている	模様替え申請の簡略化を図った	高齢者や障がい者に必要な市営住宅の入居の支援を行い、入居者のニーズに応じ、住宅の模様替え申請を認めます。(前年同様)	住宅課
186	121	ひとり暮らしの高齢者が孤立せず、安心して生活できるよう、地域における見守り活動を推進します。	本市の将来を担う若い世代に認知症に対する正しい知識と理解をもってもらい、地域において認知症に関する理解の普及を促進し、学校教育課及び高齢者支援課との協働により、認知症教本10,000冊を市民の方への幅広い周知を目的とし、活用を図る。	認知症サポーター養成講座受講した小中学生に対し、認知症教本を配布する。	市内小・中学校(31校)のうち実際の授業実施校数	21	24	24	25	A:100%達成できている	令和7年12月開催の校長会において、認知症サポーター養成講座の開催と併せ、認知症教本の積極的な授業活用を依頼した。	校長会において、認知症サポーター養成講座の開催と併せ、認知症教本の積極的な授業活用を依頼する。	高齢者支援課
187	122	障がいがあることや外国人であること、部落差別問題などに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれないう、それぞれが抱える課題について理解の促進を図り、人権侵害の防止に努めるとともに、相談支援など権利擁護の取組を行います。	相談事業の広報を行い、庁内・庁外の情報・意識共有を図る。	①DV被害者支援の管内市町業務連携会議への出席 ②飯塚市DV対策庁内連携会議の開催 ①法律相談 ②一般相談 ③就業支援相談 ④職場の悩み相談 ⑤職員研修受講	実施回数 各相談実施回数(①～④相談件数、⑤受講者数)	①1回 ②2回 ①22回 ②46回 ③12回 ④11回 ⑤5回(3名)	①1回 ②1回 ①59回 ②36回 ③12回 ④12回 ⑤3回(2名)	①1回 ②1回 ①24回(54件) ②47回(45件) ③12回(0件) ④12回(0件) ⑤2回(2名)	①1回 ②1回 ①24回(72件) ②47回(45件) ③12回(0件) ④12回(0件) ⑤2回(2名)	A:100%達成できている	特になし	関係課と連携しながら性暴力被害者の早期発見と性暴力抑止ができるよう、周知啓発を継続して実施する。	男女共同参画推進課
188	122	障がいがあることや外国人であること、部落差別問題などに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれないう、それぞれが抱える課題について理解の促進を図り、人権侵害の防止に努めるとともに、相談支援など権利擁護の取組を行います。	広報紙面や啓発物品等を利用して、幅広く相談事業の周知及び実施を行います。	①市報掲載回数 ②相談件数	各実施回数・件数	①6回 ②70件	①6回 ②50件	①6回 ②50件	①6回 ②28件	B:80%程度達成できている	特になし	人権問題における相談事業の周知を図り、さまざまな差別についての人権問題の解消を行う。	人権・同和政策課
189	123	性的指向や性自認等に対する偏見や差別の解消をめざし、その理解促進に向けた啓発活動に取り組めます。	市内各所で性的指向や性自認等に関する情報提供をする。	男女共同参画推進センター、本庁等の公共施設及び民間施設でのパンフレット等の配架	実施箇所	23か所	23か所	23か所	21か所	A:100%達成できている	特になし	今後とも、関係機関から情報収集を行い、時勢に合わせた情報提供を積極的に行う。	男女共同参画推進課

令和7年度は進捗管理入力

令和7年度は進捗管理入力

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の 進捗評価	③R7年度に新たに実施した 取組	④R8年度の取組	課名
190	123	性的指向や性自認等に対する偏見や差別の解消をめざし、その理解促進に向けた啓発活動に取り組めます。	性的指向や性自認等に対する偏見や差別の解消を図るため啓発パネル等を活用し理解促進に向けた啓発活動に取り組めます。	①パネル掲示回数 ②DVD貸出回数 ③啓発冊子掲載回数	各実施回数	①3回 ②1回 ③1回	①5回 ②6回 ③-	①1回 ②2回 ③-	①1回 ②4回 ③1回	A:100%達成できている	特になし	パネル掲示やDVDの貸出については継続して行う。啓発冊子への掲載についてはR08年度は掲載予定はないため、他の啓発方法を検討する。	人権・同和政策課
191	124	性的指向や性自認等により悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制等を充実させるとともに、いかなる理由でもいじめや差別を許さない人権教育を推進します。	各校の人権教育担当者を対象とした研修会を実施し、人権教育の推進を図る。各校で教育相談期間を設定する。	人権教育担当者研修会を8月を除く毎月開催し、人権教育の指導内容の充実を図った。相談体制については、各校で教育相談期間を設け、児童生徒が悩み等を相談しやすい体制を整備している。	実施回数	11回	11回	11回	11回	A:100%達成できている	特になし	各校の人権教育担当者を中心とした校内研修を実施し、児童生徒への教育相談体制の充実を図る。	学校教育課

令和7年度第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗状況調査票【管理指標】兼第3次プラン管理指標確認票

No.	(1)第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理									課名
	管理指標	現状値 (R2年度)	R4年度	R5年度	R6年度	①R7年度	目標値 (R8年度)	②R7年度中に目標達成のために 行った取組	③R8年度の取組	
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方(固定的な性別役割分担意識)について「そう思わない」市民の割合	65.4%	-	-	-	72.5%	75.0%	各種講座や市主催イベント等で家事・育児シェアシートを配布し、家事、育児は家族間で協力して行うよう啓発した	引き続き各種講座や市主催イベント等で家事・育児シェアシートを配布するとともに、シート活用促進のチラシを配布し、家族間での育児・家事協力の啓発を強化する。	男女共同参画推進課
2	男女共同参画に関心が「ある」市民の割合	53.0%	-	-	-	52.6%	65.0%	男女共同参画への理解を深めるため出前講座を実施した。また、男女共同参画をテーマにしたパネル・ポスターを交流センター等に配架し、市民への啓発を行った。	出前講座、主催講座、共催講座で男女共同参画への意識を高めていく。	男女共同参画推進課
3	「飯塚市男女共同参画プラン」について、少なくとも見たり聞いたりしたことがある市民の割合	7.5%	-	-	-	16.5%	50.0%	出前講座等でプランのPRを行った。また、第2次飯塚市男女共同参画後期プランの進捗状況についてHPで公開し、取組の内容等についての質疑等についても男女共同参画推進委員会の会議録及び資料として公開した。飯塚市男女共同参画推進委員会からは、令和7年度提言書を市長へ提出し更なる取組の強化を提言した。	引き続き出前講座や各種講座でプランのPRを行っていく。	男女共同参画推進課
4	学校教育の場で男女の地位が「平等になっている」と思う市民の割合	48.8%	-	-	-	44.5%	70.0%	飯塚市が作成・配布している「男女共同参画の視点からのガイドライン」及び「共に生きる」を活用した研修会を各学校において実施し、男女共同参画教育を推進する教職員の理解を図ると共に、性別による固定的な役割分担意識の解消を図る児童生徒を対象にした学習内容・方法についても校内研修などを実施した。	飯塚市が「男女共同参画の視点からのガイドライン」及び「共に生きる」を活用した校内研修等の充実を図り、教職員の理解と児童生徒のより一層の理解を図る。また、学校から発信する情報について、男女の多様なイメージが社会に浸透していくような表現を行い、男女共同参画意識を高めていく。	学校教育課 (男女共同参画推進課にて調査)
5	男女共同参画推進センター「サンクス」を知っている市民の割合	13.7%	-	-	-	24.2%	50.0%	出前講座等でサンクスのPRを行った。また「サンクスフォーラム」をサンクスに近隣するコスモスコモンで開催したり、相談事業にも「サンクス相談」というように名称に用いるなど、サンクスの名前が市民に浸透するよう努めた。 ※R7調査ではR2調査の「知っている」「知らない」に加え「見たり聞いたりしたことがある」を回答項目として追加しているため、今回の「知っている市民の割合」には「知っている」「見たり聞いたりしたことがある」を含めている。	引き続き出前講座や各種講座でサンクスのPRを行っていくとともに、サンクスの愛称を事業名等に用いていくことで知名度の向上を図る。	男女共同参画推進課
6	男女共同参画推進センター「サンクス」で実施されている男女共同参画を推進するための各種講座に参加したことがある市民の割合	3.4%	-	-	-	6.2%	12.0%	市報、SNS、HPを活用し広報を行った。 ※R7調査では「サンクス」を知っている市民のなかで受講経験を尋ねているため、進捗管理において、「サンクスを知っている市民の割合(24.2%)」に「サンクスを知っていてサンクス講座を受講したことがある割合(25.7%)」を乗じ6.2%としている。	引き続き市報、SNS、HPを活用し広報を行っていく。また、男女共同参画と他のテーマと絡めた講座(男性の家事スキル向上講座等)などを実施し講座受講への心理的ハードルを下げ、より幅広い層に男女共同参画について興味を持ってもらえるよう工夫して講座を企画していく。	男女共同参画推進課
7	市の目標審議会等の女性委員の割合(うち地方自治法202条の3に基づく審議会等)	33.6%	36.1% (35.0%)	36.5% (35.6%)	38.0% (37.8%)	38.3% (38.7%)	40~ 60%	登用率が40%未満となっている審議会の所管課と、委員推薦依頼の方法や女性人材バンクの活用など女性委員登用率向上策について面談を行い協議した。	審議会委員等の改選の際には、関係団体等へ推薦依頼を行う前に女性委員の登用率を予測し、目標値に至らない審議会等の担当課との面談を実施し、早い段階から向上策について検討していく。	男女共同参画推進課

令和7年度第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗状況調査票【管理指標】兼第3次プラン管理指標確認票

No.	(1)第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理										課名
	管理指標	現状値 (R2年度)	R4年度	R5年度	R6年度	①R7年度	目標値 (R8年度)	②R7年度中に目標達成のために 行った取組	③R8年度の取組		
8	市職員の女性の管理職の地位に占める割合 (特定事業主行動計画に基づく目標)	課長以上 9.3%	10.4%	10.3%	11.3%	15.2%	課長以上 20%	キャリアデザイン研修を 開催し、キャリア形成への 意識付けを行った。	キャリアデザイン研修 を開催し、キャリア形成 への意識付けを行う。	人事課	
		課長補佐 26.3%	31.7%	36.9%	37.9%	36.4%	課長補佐 30%			人事課	
		(係長 37.0%)	(33.5%)	(32.5%)	(32.7%)	(30.7%)	(係長 40%)			人事課	
9	まちづくり協議会の女性役員の割合が 20%未満の地区数	6か所	6か所	5か所	6か所	5か所	4か所	まちづくり協議会代表者 連絡会議や各地区役員 会等の場において、地域 活動における女性参画 の重要性について周知 を行うとともに、市が実 施する男女共同参画に 関する啓発事業や研修 等について情報提供を 行い、男女共同参画推 進に関心を持ってもら えるよう働きかけを行 っている。	まちづくり推進課		
10	女性人材バンクへの登録者数	23人	39人	41人	46人	53人	50人	女性人材バンクの登録 申請について、従来の紙 による申請書の提出のほ かに電子申請ができるよ う整備した。それに伴い チラシに2次元コードを掲 載するほか、HPからもリ ンクできるようにし、申 請者の利便性の向上を図 った。また、市報掲載や 各事業開催時にチラシを 配布し周知を行った。	女性人材バンクの登録 者を増やせるよう市報、 HPを活用するほか、各事 業開催時にチラシを配布 し周知を行う。また、新 たなチラシの配架場所を 検討し周知の幅を広げ、 多様な人材の登録に繋 がるよう周知していく。	男女共同参画推進課	
11	職場での「昇格・昇進」について、男性 の方が優遇されていると思う市民の割合	31.0%	-	-	-	24.1%	20%	昨年度に続き、福岡県 共催事業として「福岡キ ャリア・カフェ」を2階 カフェにて2回開催し、 様々なキャリアのロール モデルを招き、参加者と の交流をとおして女性活 躍推進の意識づくりを推 進した。女性消防団や女 性自衛官等の意見交換 会などを実施し、交流を 通じてそれぞれの活動に ついてのやりがいや悩み などを共有し活動に対し 更なるモチベーション 向上に寄与することがで きた。また、市民向けイ クボス研修会を開催し ワーク・ライフ・ balan スについて啓発を行った。	事業内容を参加者目 線で検討し、福岡県と 連携する等、効果的に 女性活躍推進事業を実 施していく。	男女共同参画推進課	
12	新規就農者における女性の割合→R8 年度目標値では、「新規就農者にお ける累積女性就農者数」に変更	2人	3人	4人	4人	4人	7人	将来的な認定農業者育 成の視点で、女性認定 農業者育成事業の周知 を実施	今後も継続して、将来 的な認定農業者育成の 視点で、女性認定農 業者育成事業の周知を 実施	農林振興課	
13	市職員の男性の育児休業取得率 (特定事業主行動計画に基づく目標)	9.5%	10.0%	43.5%	53.3%	76.2%	13%	男性職員の育児休業取 得促進のマネジメントフ ローを活用するととも に、監督職向けの研修 を実施した。	男性職員の育児休業 取得促進のマネジメン トフローを活用すると ともに、一般職向けの 研修を実施する。	人事課	
14	市職員の男性の育児参加の為の休暇 の取得率 (特定事業主行動計画に基づく目標)	33.3%	30.0%	69.6%	66.7%	57.1%	50%	男性職員の育児休業取 得促進のマネジメントフ ローを活用するととも に、監督職向けの研修 を実施した。	男性職員の育児休業 取得促進のマネジメン トフローを活用すると ともに、一般職向けの 研修を実施する。	人事課	
15	子育てしやすいまちと評価する人の割合	小学生: 47.4% 就学前児 童: 39.8%	-	34%	-	-	50%	特になし	こども計画に基づく子 育て支援施策の推進	こども家庭課 こども若者支援課	
16	病児保育年間延べ利用者数	38人	39人	111人	164人	140人	156人	窓口や電話対応、ガイ ドブックやホームページ 等による周知活動を行 った。	窓口や電話対応、ガイ ドブックやホームペー ジ等による周知活動を 行う。	保育課	
17	一時預かり年間利用者数	2,426人	1,559人	1,961人	2,309人	1,565人	6,000人	窓口や電話対応、ガイ ドブックやホームページ 等による周知活動を行 った。	窓口や電話対応、ガイ ドブックやホームペー ジ等による周知活動を 行う。	保育課	

令和7年度第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗状況調査票【管理指標】兼第3次プラン管理指標確認票

No.	(1)第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理									課名
	管理指標	現状値 (R2年度)	R4年度	R5年度	R6年度	①R7年度	目標値 (R8年度)	②R7年度中に目標達成のために 行った取組	③R8年度の取組	
18	乳幼児全戸訪問年間訪問割合	91.7%	97.6%	99.0%	100.0%	92%(現時点) ※7月頃 確定予定	100%	育児に関する悩みや不安を聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげた。	引続き、家庭訪問を行い育児に関する相談や情報提供を行い支援していく。	こども家庭課
19	地域において認知症に対する正しい理解を促進し、認知症の方を支える地域づくりの一端を担う認知症サポーターの養成数	11,510人	12,309人	13,503人	14,115人	14,775人	16,510人	令和7年度は計27回の認知症サポーター養成講座を開催し、総660名が受講しました。地域住民を対象とした脳元気教室や自治会での講座に加え、小・中学校、短期大学といった教育機関、さらには薬剤師会などの専門職団体等、幅広い層への啓発が進みました。	養成講座の開催回数を拡充するとともに、受講後のサポーターが円滑に活動へ移行できるように、活動場所(オンラインカフェ等)の整備に係る助成金制度の見直しを実施し、周知啓発に取り組みます。	高齢者支援課
20	家庭における役割分担「育児、子どものしつけ」について、「ほとんど女性」「どちらかと言えば女性」と回答した市民の割合	60.7%	-	-	-	44.5%	30%	各種講座や市主催イベント等で家事・育児シニアシートを配布し、家事、育児は家族間で協力して行うよう啓発した。介護についてはチラシなど周知媒	引き続き各種講座や市主催イベント等で家事・育児シニアシートを配布するとともに、シート活用促進のチラシを配布し、家族間での育児・家事協力の啓発を強化する。	男女共同参画推進課
21	家庭における役割分担「病人・高齢者の世話(介護)」について「ほとんど女性」「どちらかと言えば女性」と回答した市民の割合	56.7%	-	-	-	39.3%	30%	各種講座や市主催イベント等で家事・育児シニアシートを配布し、家事、育児は家族間で協力して行うよう啓発した。また、介護に関するチラシなど周知媒体の作成について、介護保険担当部署と協議した。	介護分野についても出前講座等での啓発を行っていく。また啓発となる周知媒体(チラシ)などの作成を検討する。	男女共同参画推進課
22	地域活動の場で、男女の地位が「平等になっている」と思う市民の割合	27.6%	-	-	-	27.2%	50%	男女共同参画への理解を深めるため出前講座を実施した。	引き続き、地域に向けて出前講座を実施することで、男女共同参画への理解を浸透させる。	男女共同参画推進課
23	直近1年間に何か地域活動に参加したことがある市民の割合	49.3%	-	-	-	49.8%	60%	まちづくり協議会や自治会等が実施する地域活動について、交流センターだよりやまちづくり協議会広報紙を通じて周知を行い、市民が地域活動の内容を知り、参加しやすい環境づくりに努めた。また、地域活動の情報発信力向上を図るため、情報管理課と連携し、地域団体事務局を対象としたSNS研修を実施し、Instagram等を活用した情報発信の取組促進を図った。	令和8年度についても、まちづくり協議会や自治会等が実施する地域活動について、交流センターだよりやまちづくり協議会広報紙等を活用した情報発信を継続し、市民が地域活動へ参加しやすい環境づくりに努める。また、地域団体の情報発信力向上を図るため、Instagram等のSNSを活用した情報発信に関する研修を継続して実施し、市民の地域活動への関心向上と参加促進につなげていく。	まちづくり推進課 (男女共同参画推進課にて調査)
24	女性消防団員数	31人	28人	26人	25人	28人	38人	各種イベントやSNS等を活用し女性消防団員の加入促進を図った。また、女性消防操法大会に出場し、女性消防団の認知度アップを図った。	各種イベントに積極的に参加し、女性消防団員の加入促進を図る。全国ラジオにて女性消防団の活動を周知し、認知度アップを図る。	防災安全課
25	国民健康保険加入者における特定健診受診率	36.9%	38.9%	43.0%	42.5%	39.4%(R8.3.31現在)	60%	・医師会、医療機関への受診勧奨、および各種広報活動 ・委託業者による未受診者へのハガキの送付、および架電による受診勧奨 ・市内交流センター等へのポスター掲示 ・企業訪問・窓口・電話での健診結果提供依頼 ・連合会事業(医療情報収集事業・特定ドック事業等)の活用	・医師会、医療機関への受診勧奨、および各種広報活動 ・委託業者による未受診者へのハガキの送付、および架電による受診勧奨 ・市内交流センター等へのポスター掲示 ・訪問による受診勧奨 ・企業訪問・窓口・電話での健診結果提供依頼 ・連合会事業(医療情報収集事業・特定ドック事業等)の活用	健幸保健課

令和7年度第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗状況調査票【管理指標】兼第3次プラン管理指標確認票

No.	(1)第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理									課名
	管理指標	現状値 (R2年度)	R4年度	R5年度	R6年度	①R7年度	目標値 (R8年度)	②R7年度中に目標達成のために 行った取組	③R8年度の取組	
26	「交友関係や電話やメールを細かく監視」することが「DVだと思う」市民の割合	男性: 66.5% 女性: 70.1%	-	-	-	男性: 69.0% 女性: 76.4%	男性 80% 女性 80%	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、市報、市公式HPに情報を掲載し、女性に対する暴力の根絶を啓発した。 また、デートDVについて「二十歳を祝う会」のパンフレットへの記事掲載や市立中学校生徒を対象に冊子を配布した。	引き続き、「女性に対する暴力をなくす運動」期間や「二十歳を祝う会」を通じて啓発を行っていく。	男女共同参画推進課
27	「蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした」ことがあった市民の割合	男性: 4.2% 女性: 6.3%	-	-	-	男性: 3.3% 女性: 5.2%	男性 0% 女性 0%	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、市報、市公式HPに情報を掲載し、女性に対する暴力の根絶を啓発した。 また、デートDVについて「二十歳を祝う会」のパンフレットへの記事掲載や市立中学校生徒を対象に冊子を配布した。	引き続き、「女性に対する暴力をなくす運動」期間や「二十歳を祝う会」を通じて啓発を行っていく。	男女共同参画推進課

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン 令和7年度進捗管理について（総括表）

基本目標	重点目標	年度	取組実施数	A評価 (100%達成)	B評価 (80%達成)	C評価 (60%達成)	D評価 (50%程度しか達成できていない)	E評価 (全く達成できていない)	評価対象外
基本目標1 (あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり) 1~25	(1) 意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進 1~10	R7	13	11	1	0	1	0	0
		R6	13	10	1	0	1	0	1
	(2) 人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 11~21	R7	13	9	3	0	0	1	0
		R6	13	9	3	0	1	0	0
	(3) 国際的視野に立った男女共同参画の推進 22~25	R7	1	1	0	0	0	0	0
		R6	1	1	0	0	0	0	0
	小計	R7	27	21	4	0	1	1	0
		R6	27	20	4	0	2	0	1
基本目標2 (あらゆる分野における女性の活躍推進) 26~62	(1) 社会における意思決定過程への女性の参画の促進 26~34	R7	15	9	5	1	0	0	0
		R6	15	6	8	1	0	0	0
	(2) 働く場における女性の活躍促進 35~49	R7	29	15	11	1	2	0	0
		R6	29	16	11	0	2	0	0
	(3) ワーク・ライフ・バランスの推進 50~62	R7	9	6	2	0	0	1	0
		R6	9	3	5	0	0	1	0
	小計	R7	53	30	18	2	2	1	0
		R6	53	25	24	1	2	1	0
基本目標3 (男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり) 63~124	(1) 家庭における男女共同参画の促進 63~68	R7	9	6	3	0	0	0	0
		R6	9	6	3	0	0	0	0
	(2) 地域社会への男女共同参画の促進 69~82	R7	13	10	2	1	0	0	0
		R6	13	10	3	0	0	0	0
	(3) 性の尊重とあらゆる暴力の根絶 83~108	R7	44	35	8	0	0	1	0
		R6	44	36	8	0	0	0	0
	(4) 様々な困難を抱える人への支援 109~124	R7	5	4	1	0	0	0	0
		R6	5	3	2	0	0	0	0
	小計	R7	71	55	14	1	0	1	0
		R6	71	55	16	0	0	0	0
合計	R7	151	106	36	3	3	3	0	
	R6	151	100	44	1	4	1	1	

令和7年度は進捗管理を入力した取組

基本目標	重点目標	年度	取組実施数	A評価 (100%達成)	B評価 (80%達成)	C評価 (60%達成)	D評価 (50%程度しか達成できていない)	E評価 (全く達成できていない)	評価対象外
基本目標 1 (あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり) 1～25	(1) 意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進 1～10	R7	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 11～21	R7	2	1	0	0	1	0	0
	(3) 国際的視野に立った男女共同参画の推進 22～25	R7	3	3	0	0	0	0	0
	小計	R7	5	4	0	0	1	0	0
基本目標 2 (あらゆる分野における女性の活躍推進) 26～62	(1) 社会における意思決定過程への女性の参画の促進 26～34	R7	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 働く場における女性の活躍促進 35～49	R7	0	0	0	0	0	0	0
	(3) ワーク・ライフ・バランスの推進 50～62	R7	7	5	2	0	0	0	0
	小計	R7	7	5	2	0	0	0	0
基本目標 3 (男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり) 63～124	(1) 家庭における男女共同参画の促進 63～68	R7	1	1	0	0	0	0	0
	(2) 地域社会への男女共同参画の促進 69～82	R7	7	5	2	0	0	0	0
	(3) 性の尊重とあらゆる暴力の根絶 83～108	R7	4	3	1	0	0	0	0
	(4) 様々な困難を抱える人への支援 109～124	R7	15	10	5	0	0	0	0
	小計	R7	27	19	8	0	0	0	0
合計		R7	39	28	10	0	1	0	0

飯塚市男女共同参画後期プラン令和7年度進捗管理 意見書

※返信用封筒にて、6月26日（金）までにご提出をお願いします。

委員氏名

令和7年度進捗管理
結果について

意見あり

意見なし

意見あり、意見なしのどちらかに丸をつけてください。意見がある場合は下記にご記載ください。

	番号	取組No.もしくは 管理指標No.	意見内容
記載例	33	26	〇〇の取組について、今後の展開をどのように予定しているのか回答してほしい。
1			
2			
3			
4			
5			

飯塚市 男女共同参画推進課メールアドレス

danjyo@city.iizuka.lg.jp

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン令和7年度進捗管理 説明資料

令和7年度の取組に関する進捗状況について抽出

①市女性職員の管理職登用推進

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名
70	44	女性が活躍しやすい職場づくりのモデルとなるよう、派遣研修などを活用した人材育成に取り組み、市女性職員の管理職登用のための推進に努めます。	派遣研修を活用した女性リーダーの育成に取り組む。また、女性職員の管理職登用について配慮する。	全国市町村国際文化研修所において実施された「女性リーダーのためのマネジメント研修」に女性職員(係長級)を1名派遣し、女性管理職候補の育成を図った。また、女性職員の管理職登用について配慮した。	①研修派遣者数 ②女性昇任者数(保育所を除く)	①研修派遣者数1名 ②女性昇任者数(保育所を除く)課長級1名、課長補佐級3名、係長級5名	①研修派遣者数1名 ②女性昇任者数(保育所を除く)部長級1名、部次長級1名、課長級1名、課長補佐級6名、係長級6名	①研修派遣者数1名 ②女性昇任者数(保育所を除く)部長級1名、課長級1名、課長補佐級1名、係長級4名	①研修派遣者数1名 ②女性昇任者数(保育所を除く)部長級1名、課長級3名、課長補佐級3名、係長級8名	B:80%程度達成できている	これまでは、女性の管理監督者向け研修に職員を毎年1名派遣させていたが、R7年度においては、中堅(主任級以下)職員が今後リーダーになることを見据えた研修にも女性職員を派遣した。(指標外の研修。※JIAM:次世代を担う若手職員育成研修)	今年度も引き続き、派遣研修を活用した女性リーダーの育成に取り組み、女性職員の管理職登用について配慮する。	人事課

管理指標		4年度	5年度	6年度	①R7年度	目標値	②R7年度中に目標達成のために行った取組	③R8年度の取組	課名	R8年度(速報値)
8	市職員の女性の管理職の地位に占める割合	課長以上 10.4%	10.3%	11.3%	15.2%	20.0%	キャリアデザイン研修を開催し、キャリア形成への意識付けを行った。	キャリアデザイン研修を開催し、キャリア形成への意識付けを行う。	人事課	17.9%
		課長補佐 31.7%	36.9%	37.9%	36.4%	30.0%				35.4%
		係長 (33.5%)	(32.5%)	(32.7%)	30.7%	(40.0%)				31.7%

②市職員の男性育児休業取得率の向上

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名
81	54	育児・介護休業制度を利用する職員の代替要員の確保など、市職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりを推進するとともに、職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスの実践ができるよう努めます。	会計年度任用職員登録制度の周知を図り、登録数を増やし、代替職員の候補者確保に努め、育児・介護休業制度の活用を推進する。また、ワーク・ライフ・バランスに係る各種理解を深めるよう取り組む。	会計年度任用職員制度について、HP、SNS等を活用し、周知を図る。また、ワーク・ライフ・バランスに係る各種理解を深める小冊子を、掲示板に掲示し周知を図った。	周知回数 ①制度の周知 ②冊子の周知	①1回 ②1回	①1回 ②1回	①1回 ②1回	①1回 ②1回	B:80%程度達成できている	会計年度任用職員の給料額の改定等及び休暇等の制度変更に伴い、しおり等の改訂を実施した。	職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりにおいて、代替職員候補者の常時確保を行い、会計年度任用職員制度の整備・周知を図る。	人事課

管理指標		4年度	5年度	6年度	①R7年度	目標値	②R7年度中に目標達成のために行った取組	③R8年度の取組	課名
13	市職員の男性の育児休業取得率	10.0%	43.5%	53.3%	76.2%	13%	男性職員の育児休業取得促進のマネジメントフローを活用するとともに、管理職向けの研修を実施した。	男性職員の育児休業取得促進のマネジメントフローを活用するとともに、一般職向けの研修を実施する。	人事課
14	市職員の男性の育児参加の為に休暇の取得率	30.0%	69.6%	66.7%	57.1%	50.0%	男性職員の育児休業取得促進のマネジメントフローを活用し、所属長及び対象職員への制度周知・取得促進を行った。	男性職員の育児休業取得促進のマネジメントフローを活用するとともに、一般職向けの研修を実施する。	人事課

③審議会の女性委員登用率向上

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R4	R5	R6	①R7	②R7年度の進捗評価	③R7年度に新たに実施した取組	④R8年度の取組	課名
33	26	市の目標審議会等における委員選定時の女性委員の割合は原則40%以上60%以下を目指し、女性委員のいない審議会等が発生しないよう、「女性人材バンク」の活用及び「飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱」に基づく女性委員の登用に努めます。	審議会の女性委員登用率が40%から60%となるよう、審議会所管課の職員とともに女性委員を増やすために努力をしていく。	審議会所管課職員と協議の上、女性委員登用率向上策を検討し助言する。	審議会委員の推薦依頼前協議の実施	7回	8回	6回	2回	A:100%達成できている	女性委員登用率が40%を下回る審議会について、団体等に推薦を依頼する前に面談を実施し、女性登用に繋がるよう協議を行った。	女性委員登用率40%を超えるような方策について審議会所管課と協議を行う。	男女共同参画推進課

管理指標		4年度	5年度	6年度	①R7年度	目標値	②R7年度中に目標達成のために行った取組	③R8年度の取組	課名	R8年度(速報値)
7	市の目標審議会等の女性委員の割合 (うち地方自治法202条の3に基づく審議会等)	36.1% (35.0%)	36.5% (35.6%)	38.0% (37.8%)	38.3% (38.7%)	40~60%	登用率が40%未満となっている審議会の所管課と、委員推薦依頼の方法や女性人材バンクの活用など女性委員登用率向上策について面談を行い協議した。	審議会委員等の改選の際には、関係団体等へ推薦依頼を行う前に女性委員の登用率を予測し、目標値に至らない審議会等の担当課との面談を実施し、早い段階から向上策について検討していく。	男女共同参画推進課	(39.3%)

県内市町村の審議会等における女性委員の登用状況

(女性の比率が高い順に表示)

市町村名	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	前年度伸び率	条例制定	計画策定
1 北九州市	65	65	1,324	641	48.4	△ 2.3	○	○
2 久留米市	77	77	1,084	495	45.7	0.1	○	○
3 古賀市	25	25	232	104	44.8	1.5	○	○
4 大野城市	33	33	332	145	43.7	0.3	○	○
5 嘉麻市	50	49	559	234	41.9	2.1	○	○
6 糸田町	24	23	231	95	41.1	10.3	○	○
7 筑前町	32	29	425	171	40.2	1.5	○	○
8 福津市	58	57	653	261	40.0	△ 0.3	○	○
9 筑後市	26	25	276	108	39.1	3.5	○	○
10 飯塚市	75	75	851	329	38.7	0.9	○	○
11 宗像市	42	42	429	163	38.0	1.1	○	○
12 志免町	25	24	305	116	38.0	△ 3.0	○	○
13 うきは市	33	33	397	150	37.8	5.3	○	○
14 福岡市	72	72	1,525	571	37.4	0.7	○	○
15 小郡市	31	30	345	129	37.4	0.8	○	○
16 築上町	45	42	436	162	37.2	6.6	○	○
17 大木町	14	14	146	54	37.0	9.4	○	○
18 粕屋町	27	22	255	94	36.9	2.8	○	○
19 筑紫野市	33	33	334	122	36.5	△ 0.4	○	○
20 朝倉市	31	28	342	124	36.3	1.0	○	○
21 岡垣町	29	29	295	107	36.3	△ 2.3	○	○
22 遠賀町	37	36	322	117	36.3	△ 0.1	○	○
23 大牟田市	49	44	502	180	35.9	0.7	○	○
24 久山町	6	5	99	35	35.4	△ 4.4		○
25 中間市	28	25	368	130	35.3	△ 0.6	○	○
26 八女市	10	10	161	56	34.8	1.2	○	○
27 みやま市	20	19	202	70	34.7	2.8	○	○
28 小竹町	24	24	223	77	34.5	1.9		○
29 那珂川市	38	37	422	144	34.1	△ 1.3	○	○
30 水巻町	33	27	422	144	34.1	1.3		○

市町村名	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	前年度伸び率	条例制定	計画策定
31 直方市	35	31	414	137	33.1	△ 1.6	○	○
32 糸島市	41	40	497	163	32.8	0.6	○	○
33 福智町	21	19	207	67	32.4	12.3	○	○
34 広川町	13	9	108	34	31.5	9.5	○	○
35 吉富町	23	21	239	75	31.4	△ 0.1		○
36 行橋市	12	9	112	35	31.3	4.0	○	○
37 太宰府市	32	31	307	96	31.3	2.9	○	○
38 豊前市	24	20	236	73	30.9	1.0	○	○
39 田川市	36	34	353	108	30.6	0.0	○	○
40 苅田町	30	27	349	106	30.4	△ 2.5	○	○
41 みやこ町	28	24	259	75	29.0	2.2	○	○
42 篠栗町	20	17	195	56	28.7	0.1	○	○
43 芦屋町	36	33	327	92	28.1	△ 1.9		○
44 大刀洗町	13	11	136	38	27.9	16.4	○	○
45 春日市	26	24	271	75	27.7	△ 0.4	○	○
46 宇美町	22	17	203	56	27.6	△ 1.3	○	○
47 大川市	10	8	136	37	27.2	△ 0.3	○	○
48 新宮町	16	10	218	58	26.6	△ 0.8	○	○
49 柳川市	55	48	798	210	26.3	3.6	○	○
50 桂川町	17	15	181	46	25.4	2.0	○	○
51 川崎町	12	10	95	24	25.3	△ 2.3	○	○
52 鞍手町	32	25	311	78	25.1	0.6	○	○
53 宮若市	19	14	175	42	24.0	△ 7.3		○
54 添田町	31	24	234	54	23.1	△ 1.8	○	○
55 香春町	23	16	213	49	23.0	5.4	○	○
56 須恵町	12	9	106	22	20.8	6.0		○
57 上毛町	14	10	124	24	19.4	1.9	○	○
58 大任町	7	3	65	9	13.8	△ 2.9	○	○
59 赤村	0	0	0	0	0.0	-	○	○
60 東峰村						-	○	○
計	1,752	1,613	20,366	7,267	35.7	2.3	53	60

市	1,086	1,038	13,637	5,132	37.6	0.4	28	29
町村	666	575	6,729	2,135	31.7	1.9	25	31

- ※ 令和7年4月1日現在（ただし、北九州市は令和7年6月1日、福岡市は令和7年8月1日、春日市は令和7年8月31日、福津市は令和7年3月31日、吉富町は令和7年9月1日、上毛町は令和7年5月1日現在の数値）
- ※ 地方自治法第202条の3に基づく審議会等（法律や条例に基づいて設置され、調停、審査、審議または調査等を行う機関）を対象としています。なお、広域圏で設置している審議会等は含みません。
- ※ 上記登用率以外に、市町村男女共同参画計画等において、要綱等に基づき設置された審議会等も含めて、独自の目標を設定し、女性委員の登用を図っている市町村もあります。
- ※ 条例制定及び計画策定については、男女共同参画に関する条例の制定及び計画の策定状況を示しています。
- ※ 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和7年度）及び福岡県調べ

第3次飯塚市男女共同参画プラン 計画の体系(案)

基本理念	基本目標	重点目標	施策の基本的方向
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">男女の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づき活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現</p>	1 ジェンダー平等・男女共同参画への意識づくり	(1)意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進	①ジェンダー平等・男女共同参画意識の啓発 ②ジェンダー平等・男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供 ③国際的視野に立ったジェンダー平等・男女共同参画の推進
		(2)ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	①学校・保育所等におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進と充実 ②生涯学習におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進と充実
		(3)家庭や地域におけるジェンダー平等・男女共同参画の促進	①固定的な性別役割分担見直しの促進 ②男女協働による地域コミュニティづくり
	2 あらゆる分野における女性の活躍推進	(1)社会における意思決定過程への女性の参画の促進	①政策・方針決定過程への女性の参加促進 ②事業所・地域活動団体などにおける女性の参画促進 ③女性リーダーの人材育成等
		(2)働く場における女性の活躍促進	①職場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進 ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援 ③農業や自営業等における女性の就労環境の改善
		(3)ワーク・ライフ・バランスの推進	①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 ②仕事と家庭・地域活動などの両立支援
	3 男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくり	(1)ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者への支援	①DV防止のための啓発 ②DV相談体制の充実と被害者への支援 ③性暴力やハラスメント防止に向けた取組の推進
		(2)生涯を通じた健康支援	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の尊重と生涯を通じた健康支援
		(3)様々な困難を抱える人への支援	①ひとり親家庭への支援 ②多様な背景を持つ人が安心して暮らせる環境整備 ③困難な状況に置かれている女性等への支援 追加
		(4)防災における男女共同参画の促進	①防災・減災・災害復興における男女共同参画の促進
	計画推進体制の充実		1. 計画推進体制の充実・強化 2. 市民や事業者等と行政の協働 3. 男女共同参画推進センター「サンクス」の機能充実 4. 法的制度の整備・充実 5. 国・県等との連携・協力体制の充実 6. 特定事業主計画の推進

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン 計画の体系

基本理念	基本目標	重点目標	施策の基本的方向
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">男女の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づき活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現</p>	1 あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり	(1)意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進	①人権尊重 男女共同参画意識の啓発 ②SDGsの理解促進 ③男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供
		(2)人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	①学校・保育所等における男女共同参画の推進と充実 ②生涯学習における男女共同参画の推進と充実
		(3)国際的視野に立った男女共同参画の推進	①国際理解及び交流と連帯の推進
	2 あらゆる分野における女性の活躍推進	(1)社会における意思決定過程への女性の参画の促進	①政策・方針決定過程への女性の参加促進 ②事業所・地域活動団体などにおける女性の参画促進 ③女性リーダーの人材育成等
		(2)働く場における女性の活躍促進	①職場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進 ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援 ③農業や自営業等における女性の就労環境の改善
		(3)ワーク・ライフ・バランスの推進	①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 ②仕事と家庭・地域活動などの両立支援
	3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり	(1)家庭における男女共同参画の促進	①固定的な性別役割分担見直しの促進 ②子育て・介護環境の整備・充実
		(2)地域社会への男女共同参画の促進	①男女協働による地域コミュニティづくり ②防災・減災・災害復興における男女共同参画の促進
		(3)性の尊重とあらゆる暴力の根絶	①性の尊重と生涯を通じた男女の健康支援 ②配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援 ③性暴力の防止及び被害者支援
		(4)様々な困難を抱える人への支援	①ひとり親家庭への支援 ②部落差別を受ける人、高齢者、障がいのある人、国籍による差別を受ける人等困難を抱える女性や、性的少数者が安心して暮らせる環境整備
	計画推進体制の整備		1. 計画推進体制の 充実・強化 2. 市民や事業者等と行政の協働 3. 男女共同参画推進センター「サンクス」の機能充実 4. 法的制度の整備・充実 5. 国・県等との連携・協力体制の充実

赤枠＝主な変更点
 赤字＝文言修正
 オレンジ枠＝他施策に包含(第3次では統合)
 紫枠＝新規追加
 矢印＝再編先
 緑字＝意見をもとに文言を修正した箇所
 青字＝意見をいただいた箇所

第3次飯塚市男女共同参画プラン骨子(案)

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の背景
 - (1) 世界の取り組み
 - (2) 国・県の取り組み
 - (3) 飯塚市のこれまでの取り組み
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間

第2章 男女共同参画に関する飯塚市の現状と課題

- 1 人口に関する現況
 - (1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移
 - (2) 家族類型別一般世帯数の推移
- 2 雇用・就労の現状
 - (1) 女性の年齢階級別労働力率の推移
 - (2) 雇用者の従業上の地位の状況
 - (3) こどもがいる夫婦の共働き世帯の推移
- 3 市民意識調査からみた現状と課題
 - (1) 固定的性別役割分担意識について
 - (2) 男女の地位の平等感について
 - (3) 家庭内の役割分担について
 - (4) 女性が職業をもつことについて
 - (5) 地域の役職や公職に就くことについて
 - (6) 女性への暴力について
- 4 事業所調査からみた現状と課題
 - (1) 従業員の男女比（正規従業員・パートタイム労働者）
 - (2) 役職別にみた管理職の男女比
 - (3) 育児休業制度・介護休業制度の明示の有無
 - (4) ワーク・ライフ・バランス推進の取組についての考え方
 - (5) ハラスメントの問題についての取組状況
 - ~~(6) 行政に望むこと~~

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 飯塚市の目指す将来像(基本理念)
- 2 計画の基本目標
- 3 計画の体系
- 4 本計画とSDGsの関連性

第4章 基本目標達成に向けた施策の展開

基本目標Ⅰ ジェンダー平等・男女共同参画への意識づくり

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍推進

基本目標Ⅲ 男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくり

計画推進体制の充実

管理指標一覧

資料編

- 1 飯塚市男女共同参画推進条例
- 2 飯塚市男女共同参画推進条例施行規則
- 3 飯塚市男女共同参画推進センター条例
- 4 飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則
- 5 飯塚市男女共同参画推進本部設置規程
- 6 関係法
 - (1) 男女共同参画社会基本法
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
 - (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
 - (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 7 用語の解説

*本文中(※)がついている言葉は、「用語の解説」で説明しています。
- 8 男女共同参画に関する国内外及び飯塚市の動き
- 9 飯塚市男女共同参画推進委員会委員名簿

第3次飯塚市男女共同参画プラン骨子案についての委員意見

	意見内容	事務局の回答
1	<p>3章4には第2次の1(1)②で包含された‘SDGs’の理解促進について、前文やゴール5を含め、すべての目標、ターゲットにおいて重要な項目であることや主流化について明記することは大切だと思います。</p>	<p>委員の意見のとおりと考える。計画の背景等の適切な項目に記載したい。</p>
2	<p>第3章 計画の基本的な考え方「4 本計画とSDGsの関連性」について、ここにあってもよいと思いますが、体系案からSDGsという用語がなくなっているのので、第1章 計画策定にあたっての2 計画策定の背景「(1)世界の取り組み」の中で取り上げるか、ここに項目をあげてもよいのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう：ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」は計画策定の背景に位置付けられるように思いました。</p>	<p>委員の意見のとおりと考える。計画の背景等の適切な項目に記載したい。</p>
3	<p>前回の計画の基本的な考え方内の「計画の成果と課題」及び「計画策定の視点」は、第3章1「飯塚市の目指す将来像」に含まれているのでしょうか。</p>	<p>「計画の成果と課題」については「飯塚市の目指す将来像」ではなく、「飯塚市のこれまでの取組」の中に盛り込む予定である。また、「計画策定の視点」は、「計画の基本目標」の中で基本目標ごとに必要な視点の内容について盛り込みたい。</p>

第3次飯塚市男女共同参画プラン体系案についての委員意見

	意見内容	事務局の回答
1	<p>基本目標1（1）③の文言では抽象的すぎて理解しづらく感じます。第2次の1の（3）の文言につけくわえ「国際的視野に立ったジェンダー平等・男女共同参画の推進」とするのが具体的でわかりやすく思います。</p>	<p>現プランの重点目標であり、取組の目的をより明確かつ包括的に示すものとして、適切であることから、委員意見のとおり修正したい。</p>
2	<p>基本目標3（1）の冒頭に「ジェンダー平等に基づく」を追記するのはどうでしょう。国の基本的方向には明記されています。また、今回の提言書の2番目の内容においても、デートDVも「ジェンダーに基づく暴力」として明記しています。</p>	<p>委員意見を踏まえ、国の第6次男女共同参画基本計画の施策の基本的方向と具体的な取組に基づき、「ジェンダーに基づくあらゆる暴力」と修正したい。</p>
3	<p>基本目標3の重点目標（1）「あらゆる暴力」を「ジェンダーに基づく暴力」の方が良いのではないかと。 あらゆる暴力と記載すると、偶発的な暴力、特定の集団間の対立による暴力、財産・金銭に関わる暴力、個人的な悩みや復讐に基づく暴力及び精神疾患や薬物乱用による暴力等も含まれるため。</p>	<p>委員意見を踏まえ、国の第6次男女共同参画基本計画の施策の基本的方向と具体的な取組に基づき、「ジェンダーに基づくあらゆる暴力」と修正したい。</p>
4	<p>基本目標3（1）②には「への支援」の後に加害者の更生への支援は記載しなくてよいのでしょうか。取り組みの具体の中には記載されるのではないかとと思いますが、方向の項目にあることで、重点におかれていると思えるのではないのでしょうか。</p>	<p>課題の重要性は認識しているものの、直ちに専門プログラムなどを市が実施するのは難しいと考える。第3次飯塚市男女共同参画プランでは加害者の更生への支援について施策体系への明記は見送り、今後は県の事業紹介や情報提供など関係機関と連携した支援のあり方について検討したい。</p>
5	<p>基本目標3.（2）①の文言だけでは女性の側の視点や権利が弱くなるような気がします。「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の尊重と生涯を通じた男女の包括的な健康支援」と考えました。</p>	<p>「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の中に女性の権利についての視点が含まれると考える。また、できるだけ簡潔でわかりやすい表現としたい。委員意見を参考に「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の尊重と生涯を通じた健康支援」としたい。</p>

第3次飯塚市男女共同参画プラン体系案についての委員意見

	意見内容	事務局の回答
6	<p>3-(3)③困難な状況に置かれている女性等への支援の「等」の文言に違和感がある。「女性」で「等」はとってもよいのではないかと。3-(3)様々な困難を抱える女性等への支援も「女性等」→「人」と前プランのままでもよいのではないかと。もしくは、国の第6次基本計画第7分野の文言より「3-(3)ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立った様々な生活上の困難に対する支援」など。人に対するというより、生活や状況に対する支援という文言が良いと思う。</p>	<p>委員意見を踏まえ、基本目標3の重点目標3については、「女性等」ではなく「人」とし第2次飯塚市男女共同参画後期プランの表現のままとしたい。</p> <p>施策の方向性③の「女性等」という表記については、法令に基づく計画であることを明確にし、対象者をより具体的にイメージしやすくなるという観点から、現段階では事務局案の表記のままとしたいと考える。</p> <p>施策の基本的方向性②の中にも女性という表現が入っており、③と重複している印象があったため特定の属性を列挙せず「多様な背景を持つ人が安心して暮らせる環境整備」と変更したい。</p>
7	<p>資料4の左端：基本理念のところについて 「男女の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づき、活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現」と記載してくださっているのですが、 「誰もが人権を尊重され、自らの意思に基づき活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現」または「すべての人の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づいて活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現」はどうかなおもいました。性の多様性を踏まえると、「男女が」という表記よりこちらはどうかと… ただもし変更できない場合、変更しない方がよいという意見が多い場合は、この意見はスルーしてください。いち意見として…</p>	<p>本プランは、男女共同参画基本法に基づき策定するものであり、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目的としていることから、現時点では市の基本理念においても「男女」という言葉を明記し、「性別による格差や固定観念の解消」を強調したい。しかし、「誰もが」という表現は性別を問わない包括的な社会の実現を目指すという本市の男女共同参画の取組をより一層広く示すものであることから、基本理念の「男女の人権が～」という文言は法的な意義をふまえつつ、施策の説明などにおいてすべての人を包摂するものであることを明記するなどの工夫を行っていきたい。</p>
8	<p>第2次からさらに充実したと思いますし、どれも大切なことだと思いますが、実施・推進していく上で、各期（前期／後期）で重点項目を定めなくてもよいでしょうか。どれもあまり進まないことにならないか気になりました。</p>	<p>第2次飯塚市男女共同参画プランは10年間の計画であった為、5年経過して見直しを行い、第2次飯塚市男女共同参画後期プランを策定した経緯がある。第3次飯塚市男女共同参画プランは計画期間を5年間としているため各期（前期／後期）での重点項目を定めることは想定していないが、進捗管理の中で、社会情勢や進捗度合いに応じて特定の項目を「重点テーマ」として設定することは十分に可能と考えている。</p>